

令和7年8月修正

下川町地域防災計画

— 資料編 —

下川町防災会議

目 次

〔防災組織〕	1
資料1 町防災組織	1
資料2 町防災会議委員名簿	2
資料3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
資料4 警戒区域の担当区分	10
〔消防〕	11
資料5 消防署・消防団の組織及び機構	11
資料6 他消防機関への応援要請先	14
〔災害履歴等〕	15
資料7 過去の災害記録	15
〔災害危険箇所等〕	24
資料8 土砂災害（特別）警戒区域	24
資料9 水防区域	25
資料10 地すべり・がけ崩れ等危険区域	26
資料11 土石流危険溪流	27
資料12 危険物等取扱施設及び貯蔵施設	32
〔物資・資機材等〕	35
資料13 避難所用備蓄品	35
資料14 水防資機材	36
資料15 水道施設・給水車両・水道施設応急復旧工事業者等	37
〔避難所等〕	38
資料16 避難所一覧	38
〔輸送等に関する資料〕	39
資料17 物資投下及びヘリコプター発着可能地	39
〔応急・復旧〕	40
資料18 被害状況判定基準	40
資料19 事業別国庫負担等一覧	46
資料20 応急金融の概要	50

〔埋火葬等〕	63
資料 21 火葬場及び墓地.....	63
〔条例・要綱・協定等〕	64
資料 22 下川町防災会議条例.....	64
資料 23 下川町災害対策本部条例.....	66
資料 24 北海道雪害対策実施要綱.....	67
資料 25 北海道融雪災害対策実施要綱.....	73
資料 26 災害情報等報告取扱要領.....	77
資料 27 火災・災害等即報要領.....	79
資料 28 緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画.....	91
資料 29 緊急消防援助隊受援計画.....	97
資料 30 北海道震災建築物応急危険度判定要綱.....	105
資料 31 北海道広域消防相互応援協定.....	110
資料 32 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定.....	116
資料 33 北海道消防防災ヘリコプター応援協定.....	120
資料 34 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ.....	122
資料 35 災害発生時における下川町と下川町内郵便局の協力に関する協定.....	124
資料 36 大規模災害時における応急対策業務に関する協定.....	126
資料 37 災害時における応急対策業務に関する協定.....	128
資料 38 災害等の発生時における下川町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の 支援に関する協定.....	132
資料 39 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書.....	136
資料 40 災害時等における燃料供給等に関する協定書.....	139
資料 41 地域における協力に関する協定.....	141
資料 42 災害時における機器供給の協力に関する協定書.....	143
資料 43 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定.....	145
資料 44 大規模災害時における相互協力に関する基本協定.....	148
【様式】	
様式 1 災害情報.....	151
様式 2 被害状況報告（速報 中間 最終）.....	152
様式 3 火災・災害等即報要領 第 1 号様式（火災）.....	154
様式 4 火災・災害等即報要領 第 2 号様式（特定の事故）.....	155
様式 5 火災・災害等即報要領 第 3 号様式（救急・救助事故等）.....	156
様式 6 火災・災害等即報要領 第 4 号様式（その 1）.....	157
様式 7 火災・災害等即報要領 第 4 号様式（その 2）.....	158
様式 8 自衛隊の派遣要請について.....	159
様式 9 自衛隊の災害派遣撤収要請について.....	160

様式 10 給与（貸与）台帳..... 161

〔防災組織〕

資料1 町防災組織



資料2 町防災会議委員名簿

(下川町防災会議条例第3条による委員)

(順不同)

	区分	住所	所属機関名	職名	備考
1	会長	下川町幸町	下川町	町長	
2	1号委員	名寄市	旭川開発建設部 名寄河川事務所	所長	
3	1号委員	士別市	旭川開発建設部 士別道路事務所	所長	
4	1号委員	下川町珊瑚	旭川開発建設部 サンプルダム管理支所	支所長	
5	1号委員	名寄市	旭川開発建設部 名寄農業開発事業所	所長	
6	1号委員	下川町緑町	上川北部森林管理署	署長	
7	2号委員	名寄市	陸上自衛隊 名寄駐屯地 第3即応機動連隊	第4中隊長	
8	3号委員	旭川市	上川総合振興局 地域創生部 地域政策課	地域政策課主幹	
9	3号委員	美深町	上川総合振興局 北部森林室	次長	
10	3号委員	士別市	上川総合振興局 旭川建設管理部 士別出張所	所長	
11	4号委員	下川町西町	名寄警察署 下川駐在所	所長	
12	5号委員	下川町幸町	下川町	副町長	
13	5号委員	下川町幸町	下川町産業振興課	課長	
14	5号委員	下川町幸町	下川町総務企画課	課長	
15	5号委員	下川町幸町	下川町保健福祉課	課長	
16	5号委員	下川町幸町	下川町町民生活課	課長	
17	6号委員	下川町幸町	下川町教育委員会	教育長	
18	7号委員	下川町幸町	上川北部消防事務組合 下川消防署	署長	
19	8号委員	下川町幸町	上川北部消防事務組合 下川消防団	団長	
20	9号委員	名寄市	北海道電力ネットワーク株式会社名寄ネットワークセンター	所長	任期2年
21	9号委員	下川町上名寄	下川土地改良区	理事長	任期2年
22	10号委員	下川町共栄町	下川町商工会	会長	任期2年
23	10号委員	下川町南町	下川町森林組合	代表理事	任期2年
24	10号委員	下川町錦町	下川町事業協同組合	代表理事	任期2年
25	10号委員	下川町南町	下川林産協同組合	理事長	任期2年
26	10号委員	下川町共栄町	北はるか農業協同組合	支所長	任期2年
27	11号委員	下川町南町	下川町公区長連絡協議会	副会長	任期2年
28	11号委員	下川町南町	学識経験者		任期2年
29	専門委員	下川町幸町	町立下川病院	院長	

資料3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機関名	事務又は業務
町長部局	(1) 町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。

2 消防

機関名	事務又は業務
上川北部消防事務組合 下川消防署 下川消防団	(1) 消防活動を行うこと。 (2) 水防活動を行うこと。 (3) その他災害時における救急活動を行うこと。 (4) 災害対策本部との連携を取るため、相互に連絡要員を派遣すること。

3 教育委員会

機関名	事務又は業務
下川町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 避難所施設に関すること。

4 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。

機関名	事務又は業務
北海道財務局	<p>(1) 公共土木施設、農林業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関する事。</p> <p>(2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関する事。</p> <p>(3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関する事。</p> <p>(4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関する事。</p> <p>(5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関する事。</p>
北海道厚生局	<p>(1) 災害状況の情報収集、通報に関する事。</p> <p>(2) 関係職員の派遣に関する事。</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整に関する事。</p>
北海道労働局	<p>(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関する事。</p>
北海道農政事務所	<p>(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関農政事務所する事。</p>
北海道森林管理局 上川北部森林管理署	<p>(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関する事。</p> <p>(2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関する事。</p> <p>(3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関する事。</p> <p>(4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関する事。</p>
北海道経済産業局	<p>(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関する事。</p> <p>(2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。</p> <p>(3) 被災中小企業の振興に関する事。</p>
北海道産業保安監督部	<p>(1) 電気事業者、ガス事業者、鉦山の防災上の措置の指導に関する事。</p> <p>(2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関する事。</p>

機関名	事務又は業務
北海道開発局 旭川開発建設部 士別道路事務所 名寄河川事務所 サンプルダム管理支所 名寄農業開発事業所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (6) 水防警報の発令および指定河川洪水予報の発表に関すること (7) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (10) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道運輸局	(1) 災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること。 (2) 自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
北海道地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。 (3) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関すること。
札幌管区気象台 旭川地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
北海道地方環境事務所	(1) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (2) 環境モニタリングに関すること。 (3) 家庭動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。

機関名	事務又は業務
	(3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

5 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊北部方面隊 第2師団 第3即応機動連隊 名寄駐屯地	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要なに応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること。

6 道

機関名	事務又は業務
上川総合振興局 地域創生部 地域政策課	(1) 上川総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
上川総合振興局 北部森林室	(1) 林野火災の予防対策の樹立及び未然防止を行うこと。 (2) 災害時において町の要請があった場合に、可能な範囲において隣接地の情報収集対策を行う。 (3) 災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
上川総合振興局 旭川建設管理部 士別出張所	(1) 所轄する道路及び河川について、維持管理及び災害応急並びに災害復旧を行う。 (2) 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。 (3) 水防活動の技術指導に関すること。

7 北海道警察

機関名	事務又は業務
名寄警察署 下川駐在所	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。

	<p>(5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。</p> <p>(6) 危険物に対する保安対策に関すること。</p> <p>(7) 広報活動に関すること。</p> <p>(8) 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。</p>
--	---

8 北海道教育委員会

機関名	事務又は業務
上川教育局	<p>(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。</p> <p>(2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。</p>

9 指定公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵便（株） 北海道支社 町内郵便局	<p>(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。</p> <p>(2) 郵便の非常取扱いを行うこと。</p> <p>(3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。</p>
NTT東日本（株） 北海道事業部	<p>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</p>
(株)NTTドコモ 北海道支社	<p>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</p>
KDDI（株）	<p>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</p>
ソフトバンク（株）	<p>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</p>
日本銀行 札幌・釧路・函館 各支店	<p>(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。</p> <p>(2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。</p> <p>(3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。</p>
日本赤十字社 北海道支部 下川町分区	<p>(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。</p> <p>(2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。</p> <p>(3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。</p>
日本放送協会 札幌放送局 旭川放送局	<p>(1) 防災に係る知識の普及に関すること。</p> <p>(2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。</p>
日本通運（株） 札幌支店	<p>(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。</p>

機関名	事務又は業務
北海道電力ネットワーク 株式会社 名寄ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。

10 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
北海道放送 (株) 札幌テレビ放送 (株) 北海道テレビ放送 (株) 北海道文化放送 (株) (株) テレビ北海道 (株) エフエム北海道 (株) エフエムノースウェーブ 日本コミュニティ放送協 会北海道地区協議会 (株) STVラジオ	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
ガス事業者	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
(一社) 北海道医師会 (一社) 法人上川北部医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
(一社) 北海道歯科医師会 (一社) 旭川歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
(一社) 北海道薬剤師会 (一社) 旭川薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
(公社) 北海道獣医師会 上川支部	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
北海道土地改良事業団体連合会 下川土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
(一社) 北海道バス協会 (公社) 北海道トラック協会 旭川地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
(一社) 北海道警備業協会 旭川支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと
(公社) 北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。
(一社) 北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
(一社) 北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと。

機関名	事務又は業務
(福)北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

11 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
北はるか農業協同組合 下川町森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。
下川町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
一般病院	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
下川町森林愛護組合	(1) 林野火災に対する予消防対策を講ずる。 (2) 防災活動に支援すること。
下川事業協同組合	(1) 救援用物資の確保についての協力に関すること。 (2) 価格の安定の協力に関すること。
下川林産協同組合	(1) 災害時における救援資材の確保に関すること。 (2) 復旧資材の確保の支援に関すること。
上川北農業共済組合 名寄家畜診療所	(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 家畜の被害調査及び防疫、診療に関すること。

12 協力要請機関

機関名	事務又は業務
下川町公区長連絡協議会	(1) 公区自衛用の組織に関すること。 (2) 地区災害の通報、連絡、調査に関すること。
下川町ボランティアセンター	(1) 避難所等の業務補助に関すること。 (2) 災害時の行政への支援活動に関すること。
下川町建設業協会	(1) 災害時における労働力、機械等の協力を行うこと。

資料4 警戒区域の担当区分

1 公区警戒班

警戒区域	警戒班	警戒班長	班員
上名寄第1公区内	上名寄第1公区	公区長	公区長の指名する者
上名寄第2公区内	上名寄第2公区	〃	〃
上名寄第3公区内	上名寄第3公区	〃	〃
中成南公区内	中成南公区	〃	〃
中成北公区内	中成北公区	〃	〃
班溪公区内	班溪公区	〃	〃
北町公区内	北町公区	〃	〃
元町公区内	元町公区	〃	〃
幸町公区内	幸町公区	〃	〃
錦町公区内	錦町公区	〃	〃
共栄町公区内	共栄町公区	〃	〃
旭町公区内	旭町公区	〃	〃
緑町公区内	緑町公区	〃	〃
末広町公区内	末広町公区	〃	〃
新町公区内	新町公区	〃	〃
三和公区内	三和公区	〃	〃
二の橋公区内	二の橋公区	〃	〃
一の橋公区内	一の橋公区	〃	〃

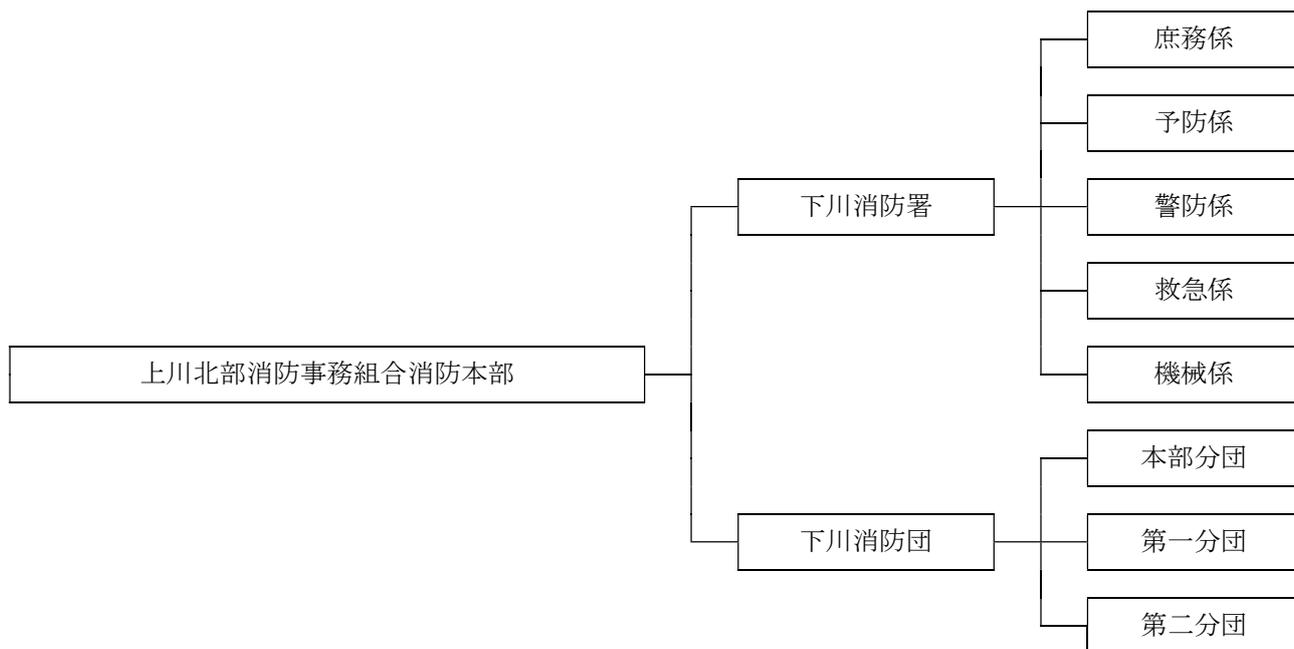
2 消防警戒班

警戒区域	警戒班	警戒班長	班員
第2分団の区域の属さない区域全部	下川消防団第1分団	分団長	副分団長
二の橋以東一円	下川消防団第2分団	〃	〃

〔消防〕

資料5 消防署・消防団の組織及び機構

1 平常時の組織



2 消防職員配置（条例定数 15人）

令和7年7月1日現在

階級別 區別	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
下川消防署	2人	4人	3人	1人	4人	14人

3 消防団員配置（条例定数 65人）

令和7年7月1日現在

階級別 區別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1人	1人						2人
本部分団			1人	1人	1人	1人	8人	12人
第一分団			1人	1人	2人	4人	21人	29人
第二分団			1人	1人	1人	1人	6人	10人
計	1人	1人	3人	3人	4人	6人	35人	53人

4 消防力等の現況

組織別		車両（台）						
		水槽車	タンク車	ポンプ車	小型積載ポンプ車	指揮車	運資搬車材	救急車
下川消防署		1	1	—	—	1	—	1
消防団 下川	本部分団	—	—	—	—	—	1	—
	第一分団	—	—	2	—	—	—	—
	第二分団	—	—	—	1	—	—	—
計		1	1	2	1	1	1	1

5 防火水槽一覧

下川消防署 令和7年4月現在

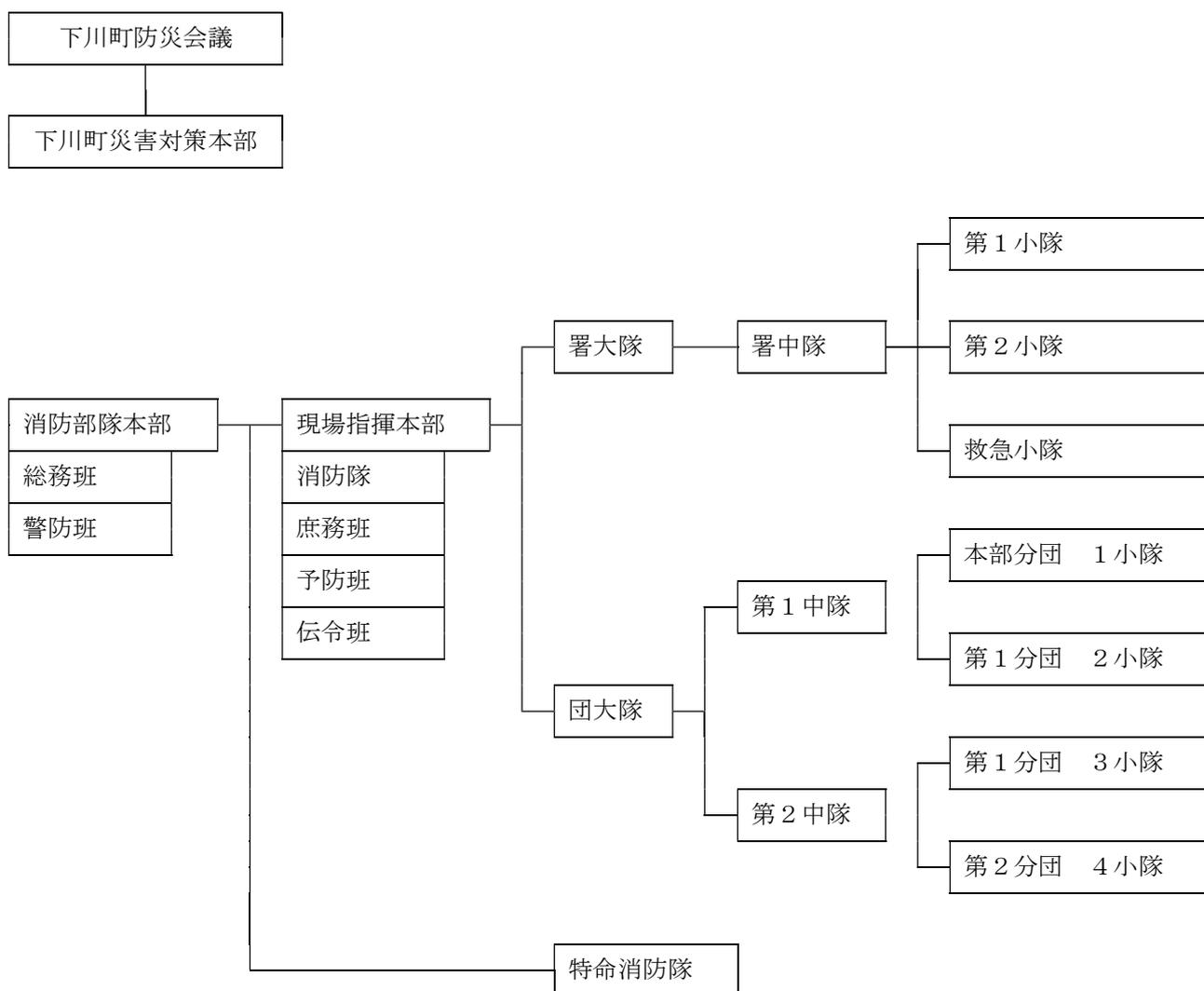
No.	公区名	通称	水量	設備	設置年	備考
1	西町	元町水槽	40m ³		S40	
2	錦町	錦町水槽	40m ³		S39	補助
3	旭町	旭町水槽	40m ³		S40	補助
4	緑町	緑町水槽	40m ³		S41	補助
5	南町	宇川宅横	40m ³	採水管無	S38	補助
6	上名寄	上名寄郵便局前	40m ³		S47	
7	一の橋	山びこ学園住宅横	40m ³		S39	補助
8	北町	ストックヤード前	40m ³		H30	耐震性貯水槽
9	班溪	班溪町営住宅横	40m ³		R2	耐震性貯水槽
10	緑町	緑町三和会館前	40m ³		R6	耐震性貯水槽

中山間整備事業

No.	公区名	通称	水量	設置年	備考
1	一の橋	一の橋コミュニティーセンター横	40m ³	H8	
2	西町	山村広場前	40m ³	H8	補水設備
3	上名寄	おうる横	40m ³	H8	
4	一の橋	あかつき団地前	40m ³	H9	
5	一の橋	旧あさひ団地前	40m ³	H9	補水設備
6	西町	りんどう会館前	40m ³	H9	補水設備
7	西町	中成団地横	40m ³	H9	補水設備
8	班溪	エスツーファーム前	40m ³	H9	補水設備
9	共栄町	ちびっこ広場横	40m ³	H9	補水設備
10	溪和	押田宅前バス停横	40m ³	H9	補水設備

No.	公区名	通称	水量	設置年	備考
11	幸成	柘田俊勝宅斜め前	40m ³	H 9	補水設備
12	上名寄	川向黒川仁一宅前	40m ³	H10	補水設備
13	北町	放牧地橋奥	40m ³	H10	
14	南町	ファミリーパーク前	40m ³	H10	補水設備
15	上名寄	松久昭夫宅横	40m ³	H10	補水設備
16	二の橋	三津橋農産(株)二の橋工場前	40m ³	H10	
17	桑の沢	上ヶ島吉夫宅付近	40m ³	H11	補水設備
18	西町	向陽団地前	40m ³	H12	補水設備
19	二の橋	佐竹宅前	40m ³	H12	
20	北町	下川商業高校前	40m ³	H12	

6 災害時の組織



資料6 他消防機関への応援要請先

要請先			協定締結年月日
市町村等	担当窓口	電話番号	
士別地方消防事務組合	消防本部	01652-3-4709	平成3年4月1日
北留萌消防組合	消防本部	01646-2-1220	平成3年4月1日
南宗谷消防組合	消防本部	01636-2-1421	平成3年4月1日
紋別地区消防組合	消防本部	01582-4-2111	平成3年4月1日

〔災害履歴等〕

資料7 過去の災害記録

年月日	種別	地域	被害状況	
昭和29年9月26日	台風第15号	全町	死傷者、重傷	3人 軽傷 1人
			住宅被害、全壊	19戸 半壊 18戸
			小破	328戸
			非住宅被害	559戸
			公共施設	13戸
			農業被害	1,326.9ha
			立木被害	4,510m ³
			造林被害	49.6ha
			最大風速 (秒速)	32m
			瞬間風速	41m
昭和30年7月3日	水害	全町	死傷者、死亡	1人 重傷 2人
			住宅被害、流出	12戸 半壊 52戸
				床上浸水 550戸
				床下浸水 1,400戸
			非住宅被害	1,063戸
			農地被害、流出	57.1ha
			埋沈	70.5ha
			農作物被害 流出埋沈	127.6ha
			冠水	429.6ha
			浸水	1,301.5ha
			道路欠損	6か所
			橋梁流出	15橋
昭和31年5月7日	大火	一の端市街	死傷者、軽傷	62人
			住宅被害、全焼	213戸 227世帯
			非住宅被害、工場、畜舎	18棟
			倉庫、その他	228棟
			公共施設被害	10棟
			国有林焼失	347.1ha
昭和32年5月9日	大火	下川市街	死傷者、重症	5人 軽傷 30人
			住宅被害、全焼	121戸 155世帯
			半焼	4戸
			非住宅被害、店舗、工場	40棟

年月日	種別	地域	被害状況
			倉庫、その他 80棟
昭和43年6月26日	山火事	奥珊瑚	奥珊瑚国有林から出荷（5日間延焼） 被害 国有林 548.69ha 造林地 222.34ha 立木地 147.33ha 伐採跡地 179.02ha 立木被害 4,808m ³ 道有林 351.00ha 立木地 21,558m ³
昭和50年8月23日	台風第6号	全町	住宅被害 床上浸水 2棟 床下浸水 25棟 農作物被害 35ha 土木被害 河川 5か所 道路 29か所 橋梁 29か所 その他 29か所 被害総額 48,290千円
昭和50年9月4日 ～6日	集中豪雨	全町	住宅被害 床下浸水 41戸 農業被害 畑 460ha 土木被害 河川 13か所 道路 12か所 公共施設被害 6か所 被害総額 30,675千円

年月日	種別	地域	被害状況
昭和56年8月3日 ～6日	集中豪雨	全町	住宅被害 床下浸水 18戸 農業被害 畑 295ha 土木被害 河川 16か所 道路 37か所 橋梁 1か所 その他 9か所 被害総額 440,508千円
昭和56年10月	湿雪被害		林業被害 民有林 496ha 被害総額 349,480千円
平成10年9月28日	台風第5号	全町	農業被害 畑 42ha 土木被害 道路 5か所 橋梁 1か所 水道 1か所 被害総額 23,450千円
平成11年7月28日 ～29日	大雨	班溪 サンル	林業被害 林路 2か所 被害総額 1,500千円
平成13年9月9日 ～11日	台風第15号 大雨	全町	住宅被害 床下浸水 3戸 農業被害 田・畑 61ha 土木被害 河川 12か所 道路 13か所 林業被害 林路 3か所 被害総額 7,170千円

年月日	種別	地域	被害状況
平成16年9月8日 ～12日	台風第18号	全町	住宅被害 一部破損 6戸 非住宅被害 半壊 公共施設 1戸 農業被害 営農施設 289か所 土木被害 公園 1か所 林業被害 林地等 67.1ha 公立文教被害 小学校 3か所 中学校 2か所 その他文教施設 1か所 社会教育施設 15か所 商工被害 工業 1か所 その他 57件 被害総額 216,355千円
平成18年5月10日 ～11日	低気圧 大雨・融水	北町 サンル 上名寄	住宅被害 床下浸水 1戸 農業被害 畑（冠水含） 23.9ha 営農施設 7か所 土木被害 河川 3か所 道路 2か所 被害総額 700千円

年月日	種別	地域	被害状況
平成18年10月7日 ～9日	低気圧 大雨・強風	全町	住宅被害 一部破損 16戸 非住宅被害 全壊 公共施設 1戸 半壊 公共施設 1戸 農業被害 畑（冠水含） 25.1ha 営農施設 40か所 畜産被害 1頭 土木被害 道路 6か所 橋梁 4か所 林業被害 林地等 283.8ha 衛生被害 水道 3か所 社会教育施設 4か所 商工被害 商業 3か所 工業 2か所 その他 38件 被害総額 364,786千円
平成19年1月7日 ～8日	低気圧 風雪	班溪 西町 市街地	農業被害 営農施設 1か所 商工被害 商業 1か所 社会教育施設 1か所 その他 4件 被害総額 2,700千円
平成20年4月26日	霜害	町内一円	農業被害 畑 38ha 被害総額 8,660千円
平成20年5月10日	霜害	町内一円	農業被害 畑 38ha 被害総額 12,995千円

年月日	種別	地域	被害状況
平成21年5月15日	霜害	町内一円	農業被害 畑 38ha 被害総額 21,590千円
平成21年5月19日	強風	町内一円	農業被害 営農施設 4か所 被害総額 150千円
平成21年6月26日	雹被害	町内一円	農業被害 畑 212.5ha 被害総額 0千円
平成22年5月29日	霜害	町内一円	農業被害 畑 8ha 被害総額 588千円
平成22年7月29日	集中豪雨	上名寄 西町 班溪 北町 サンル	住宅被害 床下浸水 1戸 農業被害 畑(浸水含) 21.9ha 土木被害 道路 6か所 林業被害 林路 5か所 被害総額 24,635千円
平成22年9月5日 ～6日	大雨	上名寄 西町 班溪 北町 サンル 二の橋 三の橋	住宅被害 床下浸水 2戸 農業被害 営農施設 1か所 畑(浸水含) 2か所 土木被害 道路 5か所 林業被害 林道 4か所

年月日	種別	地域	被害状況
平成26年8月4日 ～5日	大雨	上名寄 西町 北町 南町 三の橋 溪和 二の橋 一の橋 班溪 珊瑚	住宅被害 床下浸水 14戸 農業被害 田・畑（浸水含） 144ha 農業用施設 3か所 営農施設 19か所 畜産被害 3か所 土木被害 河川 7か所 道路 71か所 公園 3か所 崖崩れ 3か所 その他 2か所 林業被害 林道 4か所 衛生被害 水道 2か所 被害総額 104,184千円
平成26年8月11日	大雨	溪和 二の橋	土木被害 道路 1か所 被害総額 600千円
平成26年12月16日 ～18日	大雪 暴風雪	上名寄 班溪	農業被害 営農施設 2か所 畜産被害 2か所
平成27年7月21日 ～22日	大雨	上名寄 西町	農業被害 畜産被害 1か所 その他 1か所 土木被害 道路 2か所 崖崩れ 1か所 被害総額 1,300千円

年月日	種別	地域	被害状況
平成27年10月1日 ～2日	低気圧 暴風雨	町内一円	非住家被害 公共建物 16棟 その他 1か所 農業被害 営農施設 34か所 畜産被害 9か所 土木被害 道路 15か所 林業被害 林産物 2か所 被害総額 63,700千円
平成28年8月1日 ～23日 【7月1日～8月1日】 (低気圧) 【8月17日～23日】 (台風第7号 第11号 第9号 上陸)	大雨 低気圧	上名寄 溪和 二の橋 珊瑚 西町 南町 班溪 三の橋 一の橋	農業被害 農地 田畑 (浸水含) 11か所 田 畑 (浸水含む) 8.24ha 農業用施設 3か所 営農施設 22棟 畜産被害 1か所 その他 5か所 土木被害 河川 4か所 道路 38か所 崖崩れ 4か所 林業被害 林道 6か所 衛生被害 水道 1か所 社会教育施設 1か所 その他 排水路 1か所 被害総額 18,300千円

年月日	種別	地域	被害状況
平成30年7月3日	大雨	一の橋 上名寄	農業被害 畑冠水 1か所 土木被害 道路 3か所 林業被害 林道 2か所 被害総額 2,780千円
平成30年9月5日	台風21号	南町	社会教育施設被害 建物 1か所 被害総額 9,589千円
平成30年9月6日 ～7日	停電 (胆振東部地震 に伴う)	町内一円	農業被害 畜産被害(生乳) 23か所 被害総額 6,090千円

〔災害危険箇所等〕

資料 8 土砂災害（特別）警戒区域

1 急傾斜地の崩壊

(令和5年3月末現在)

所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
下川町班溪	下川班溪	I-4-71-2214	H28. 3. 22	○	○

2 土石流

(令和5年3月末現在)

所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
下川町班溪	下川鉱業所裏の沢川	II-42-0080	R2.11.10	○	-
下川町一の橋	佐藤右の沢川	II-42-0030	R2.11.10	○	○
下川町一の橋	佐藤左の沢川	II-42-0020	R2.11.10	○	-
下川町上名寄,西町	堀口裏の沢川	II-42-0110	R2.11.10	○	-
下川町上名寄	宇佐美裏の沢川	II-42-0010	R2.11.10	○	-
下川町上名寄	松島裏の沢川	II-42-0120	R2.11.10	○	○
下川町班溪	桑の沢転作研修センター裏の沢川	I-42-0100	R2.11.10	○	-
下川町溪和	清和の沢川	II-42-0090	R2.11.10	○	-
下川町一の橋	イサツシュウナイ川	II-42-0070	R2.11.10	○	-
下川町一の橋	一の橋公園の沢川(右岸)	I-42-0060-1	H29.07.07	○	-
下川町一の橋	一の橋公園の沢川(左岸)	I-42-0060-2	H29.07.07	○	-
下川町一の橋	一の橋沢川	I-42-0040	H29.07.07	○	-
下川町一の橋	小学校の沢	I-42-0050	H29.07.07	○	-

3 地すべり

(令和5年3月末現在)

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
下川町一の橋	一の橋	4-28-250	R2.11.10	○	-
下川町上名寄	上名寄	4-47-471	R2.11.10	○	-
下川町班溪	桑の沢	4-27-249	R2.11.10	○	-
下川町珊瑚	サンル	4-26-248	R2.11.10	○	-

※ 北海道土砂災害警戒情報システムを参照して作成

(http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/others/displayDesignatedMap.do)

資料9 水防区域

番号	危険区域										予想される被害				整備計画	
	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離延長(km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要			
1	下川町	上名寄12線	天塩川	普通 12線沢川	名寄川合流点から 1.2	両岸 2,600	溢水・決壊	2		町道上名寄12線		町	計画実施中			
2	下川町	上名寄川向	天塩川	1級 矢文沢川	名寄川合流点から 0.5~2.5	両岸 2,000	溢水	10		町道川向幹線	田5ha 畑15ha	道建設部	工事实施中			
3	下川町	上名寄14線	天塩川	普通 14線川	名寄川合流点から 2.5	両岸 3,000	溢水	2		国道239号		町	計画実施中			
4	下川町	上名寄頭首工	天塩川	1級 名寄川	天塩川合流点から 14.8	左岸 1か所	溢水			国道239号		開発局	計画実施中			
5	下川町	川向堰堤	天塩川	1級 名寄川	天塩川合流点から 27.8	左岸 1か所	溢水			国道239号		開発局	計画実施中			
6	下川町	三の橋27線~30線	天塩川	1級 名寄川	天塩川合流点から 26.0~29.0	右岸 1,320	溢水			国道239号		開発局	計画実施中			
7	下川町	三の橋27線~共和橋	天塩川	1級 名寄川	天塩川合流点から 26.0~29.0	左岸 3,120	溢水			国道239号		開発局	計画実施中			
8	下川町	上名寄築堤	名寄川	1級 名寄川	14.4~20.1	左岸 5,660	堤防高			国道239号		開発局	計画実施中			
9	下川町	下川左岸築堤	名寄川	1級 名寄川	20.2~22.0	左岸 1,720	堤防高			国道239号		開発局	計画実施中			
10	下川町	下川左岸築堤	名寄川	1級 名寄川	22.6~24.7	左岸 2,040	堤防高			国道239号		開発局	計画実施中			
11	下川町	矢文築堤	名寄川	1級 名寄川	18.0~20.0	右岸 2,700	堤防高			国道239号		開発局	計画実施中			
12	下川町	サナル築堤	名寄川	1級 名寄川	21.0~21.4	右岸 600	堤防高			道道下川幌内線		開発局	計画実施中			
13	下川町	サナル築堤	名寄川	1級 名寄川	21.4~22.5	右岸 940	堤防高			道道下川幌内線		開発局	計画実施中			
14	下川町	下川右岸築堤	名寄川	1級 名寄川	23.3~24.4	右岸 1,120	堤防高			国道239号		開発局	計画実施中			
15	下川町	下川左岸築堤	名寄川	1級 名寄川	0.00~0.20	左岸 220	堤防高			道道下川・ペンケ線		開発局	計画実施中			
16	下川町	下川左岸築堤	名寄川	1級 名寄川	0.00~0.20	左岸 220	堤防断面			道道下川・ペンケ線		開発局	計画実施中			

資料10 甚すべり・がけ崩れ等危険区域

番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画	
	市町村名	区域名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定年月日	法令名	危険区域との関連 全部	危険区域との関連 一部	実施機関	概要	
1	下川町	珊瑚	幌内越沢川	10.5			道道下川幌内線		総点検				道建設部	計画なし	
2	下川町	班溪	桑の沢川	9.0			町道桑の沢線		総点検				道建設部	計画なし	
3	下川町	一の橋	シカリベツ川	41.0			町道然別線		総点検				道建設部	計画なし	
4	下川町	溪和	下川ペンケ川	7.0			道道ペンケ下川停車場線		総点検				道建設部	計画なし	
5	下川町	溪和	下川ペンケ川	29.0			道道ペンケ下川停車場線		総点検				道建設部	計画なし	
6	下川町	班溪	班溪109林班	4.0					総点検				国	計画検討中	
7	下川町	川崎沢入口	奥サナル52林班	3.0					総点検				国	計画検討中	
8	下川町	上名寄団地	上名寄	5.0			町道上名寄立花線		総点検				町	計画検討中	
9	下川町	北町団地	北町	2.0			町道川向北1号線		総点検				町	計画検討中	
10	下川町	三の橋団地	三の橋	2.0	3		国道239号		総点検				町	計画検討中	
11	下川町	パンケ団地	班溪	1.0	3		道道下川愛別線		総点検				町	計画検討中	
12	下川町	上パンケ団地	班溪	3.0	1		町道上パンケ線		総点検				町	計画検討中	
13	下川町	桑の沢団地	班溪	1.0			町道桑の沢線		総点検				町	計画検討中	
14	下川町	上名寄	上名寄	263.0			町道0.6km		総点検				町	計画検討中	

資料11 土石流危険渓流

番号	危険区域の現況										予想される被害				整備計画	
	図面 一連	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定地 指定番号・年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要	
							溪流長 (km)	面積 (ha)								
1		下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	イセッテウシユナイ川	0.50	0.6		5				道 建設部	計画なし	
2		下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	無名4の沢	0.70	15.0		5	1			町	計画検討中	
3		下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	無名3の沢	1.50	40.0					畑6ha	町	計画検討中	
4		下川町	二の橋	天塩川	1級 名寄川	ウシネビラ川	1.00	18.0		1		町道二の橋32線		町	計画検討中	
5		下川町	二の橋	天塩川	1級 名寄川	32線川	0.70	13.0						町	計画検討中	
6		下川町	班溪	天塩川	1級 名寄川	無名2の沢	0.50	1830						町	計画検討中	
7		下川町	班溪	天塩川	1級 名寄川	無名1の沢	0.50	7.5						町	計画検討中	
8		下川町	班溪	天塩川	1級 名寄川	下川・ペンケ川	1.80	12.6						町	計画検討中	
9		下川町	班溪	天塩川	1級 名寄川	桑の沢川	1.00	10.0						町	計画検討中	
10		下川町	班溪	天塩川	1級 名寄川	武藤の沢川 無名1の沢	1.50	23.0		2			畑5ha	町	計画検討中	
11		下川町	珊瑚	天塩川	1級 名寄川	13線沢川 無名1の沢	1.40	33.0						町	計画検討中	
12		下川町	珊瑚	天塩川	1級 名寄川	7号沢川 無名3の沢	1.00	28.0						町	計画検討中	
13		下川町	珊瑚	天塩川	1級 名寄川	奥サシノル1号沢川 無名1の沢	0.90	18.0						町	計画検討中	
14		下川町	珊瑚	天塩川	1級 名寄川	奥サシノル2号沢川 無名2の沢	0.80	15.0						町	計画検討中	

番号	危険区域の現況										予想される被害				整備計画	
	図面 一連	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定地 指定番号・年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要	
							溪流長 (km)	面積 (ha)								
	15	下川町	上名寄	天塩川	1級 名寄川	無名1の沢	1.10	17.0		2			畑7ha	町	計画検討中	
	16	下川町	上名寄	天塩川	1級 名寄川	無名2の沢	1.20	18.0		2			畑8ha	町	計画検討中	
	17	下川町	三の橋	天塩川	1級 名寄川	安平川	1.40	30.0					畑3ha	町	計画検討中	
	18	下川町	溪和	天塩川	パンケケ川	沈殿池の沢	0.48	4.0		7		道道ベンケ下川停車場線		道 建設部	計画なし	
	19	下川町	珊瑚	天塩川	サンル川	春子沢	0.70	1.0						国	計画検討中	
	20	下川町	珊瑚	天塩川	サンル川	川崎沢	0.70	1.0				奥サンル林道		国	計画検討中	
	21	下川町	二の橋	天塩川	1級 名寄川	32線沢	2.50	19.0		7				国	計画検討中	
	22	下川町	二の橋	天塩川	1級 名寄川	ウシネヒラ川	3.80	17.0			2			国	S35, H5.6 実施	
	23	下川町	二の橋	天塩川	1級 名寄川	37線沢川	3.30	20.0				国道239号		国	S48 実施	
	24	下川町	二の橋	天塩川	1級 名寄川	35線沢川	1.70	5.0						国	計画検討中	
	25	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	一の橋公園の沢	1.40	4.0		45	5	国道239号		国	S63, H3 実施	
	26	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	一の橋上水道の沢	3.10	19.0			1			国	S42 実施	
	27	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	砂金沢	2.80	17.0						国	計画検討中	
	28	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	洞門の沢	0.80	1.0						国	計画検討中	

番号	危険区域の現況										予想される被害				整備計画	
	図面 一連	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定地 指定番号・年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要	
							溪流長 (km)	面積 (ha)								
	29	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	測量澤	1.30	4.0						国	計画検討中	
	30	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	国境の沢	0.90	4.0				国道239号		国	計画検討中	
	31	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	アトウシナイ川	3.30	15.0						国	計画検討中	
	32	下川町	一の橋	天塩川	シカリベツ川	下二股川	0.80	7.0						国	計画検討中	
	33	下川町	一の橋	天塩川	シカリベツ川	然別土流の沢	1.00	5.0						国	計画検討中	
	34	下川町	一の橋	天塩川	シカリベツ川	ペンケ葛の沢	0.70	5.0						国	計画検討中	
	35	下川町	珊瑚	天塩川	サンル川	7線沢	2.30	10.0						道 水産林務部	計画検討中	
	36	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	37線沢	3.0	18.0		3	1	国道239号		道 水産林務部	計画検討中	
	37	下川町	二の橋	天塩川	1級 名寄川	由仁内沢	3.50	18.0		2	1			道 水産林務部	計画検討中	
	38	下川町	溪和	天塩川	ペンケ川	ペンケ1の沢	2.00	9.0		6				道 水産林務部	計画検討中	
	39	下川町	溪和	天塩川	ペンケ川	ペンケ2の沢	0.80	2.0		5		道道ペンケ下川停車場線		道 水産林務部	計画検討中	
	40	下川町	溪和	天塩川	ペンケ川	ペンケ3の沢	0.90	2.0				道道ペンケ下川停車場線		道 水産林務部	計画検討中	
	41	下川町	班溪	天塩川	ペンケ川	ペンケ橋沢	0.50	1.0				町道桑の沢西線		道 水産林務部	計画検討中	
	42	下川町	班溪	天塩川	ペンケ川	ペンケ越峠沢	0.30	1.0		3		道下川風連線		道 水産林務部	計画検討中	

番号	危険区域の現況										予想される被害				整備計画	
	図面 一連	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定地 指定番号・年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要	
							溪流長 (km)	面積 (ha)								
	43	下川町	上名寄	天塩川	1級 名寄川	11線沢	0.70	2.0		2		町道上名寄・忠烈布		道 水産林務部	計画検討中	
	44	下川町	上名寄	天塩川	矢文川	矢文川沢A	2.50	11.0						道 水産林務部	計画検討中	
	45	下川町	上名寄	天塩川	矢文川	矢文の沢	1.00	4.0				町道矢文第1支線		道 水産林務部	計画検討中	
	46	下川町	上名寄	天塩川	矢文川	高垣の沢	1.60	7.0				町道矢文第2支線		道 建設部	計画なし	
	47	下川町	上名寄	天塩川	1級 名寄川	19線沢	1.60	8.0		2		町道矢文東線		道 建設部	計画なし	
	48	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	一の橋公園の沢川								町	計画検討中	
	49	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	小学校の沢川								町	計画検討中	
	50	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	一の橋沢川				1				町	計画検討中	
	51	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	星の沢	1.70	8.0				国道239号		道 建設部	建設部 該当なし	
	52	下川町	班溪	天塩川	1級 名寄川	パンケ下の沢	1.60	2.0				道下川愛別線		道 建設部	建設部 該当なし	
	53	下川町	班溪	天塩川	1級 名寄川	93林班一の沢	0.70	1.0				道下川愛別線		道 建設部	建設部 該当なし	
	54	下川町	一の橋	天塩川	1級 名寄川	307林班沢	0.90	1.0				国道239号		道 建設部	建設部 該当なし	
	55	下川町	珊瑚	天塩川	1級 名寄川	豊年橋の沢	0.80	2.0						道 建設部	計画なし	
	56	下川町	珊瑚	天塩川	1級 名寄川	然別沢	0.90	3.0				国道239号		道 建設部	計画なし	

番号	危険区域の現況										予想される被害				整備計画	
	図面 一連	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定地 指定番号・年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要	
							溪流長 (km)	面積 (ha)								
	57	下川町	班溪	天塩川	1級 名寄川	温泉の沢	2.50	7.0				町道桑の沢幹線		道 建設部	計画なし	
	58	下川町	上名寄	天塩川	1級 名寄川	14線沢A	2.30	10.0						道 建設部	計画なし	
	59	下川町	上名寄	天塩川	1級 名寄川	14線沢B	1.70	8.0						道 建設部	計画なし	
	60	下川町	上名寄	天塩川	1級 名寄川	12線沢	2.60	16.0		3		国道239号		道 建設部	計画なし	
	61	下川町	上名寄	天塩川	1級 名寄川	15線沢	0.50	2.0				町道小熊線		道 建設部	計画なし	
	62	下川町	上名寄	天塩川	1級 名寄川	川向の沢	1.50	6.0				町道矢文東線		道 建設部	計画なし	

資料12 危険物等取扱施設及び貯蔵施設

1 給油取扱所

施設名称	所在地	品名	数量
石谷商事（株）	下川町共栄町 01655-4-2038	第1石油類（ガソリン）	17,000 ℓ
		第2石油類（軽油）	13,000 ℓ
北はるか農業協同組合 下川支所	下川町西町 01655-4-2646	第1石油類（ガソリン）	30,000 ℓ
		第2石油類（軽油）	10,000 ℓ
（有）加藤金物店	下川町旭町 01655-4-2266	第1石油類（ガソリン）	4,600 ℓ
		第2石油類（軽油）	6,000 ℓ
		第3石油類（油脂）	1,900 ℓ
		第2石油類（灯油）	9,500 ℓ
下川建設興業（株） （自家用）	下川町西町 01655-4-2597	第1石油類（ガソリン）	3,000 ℓ
		第2石油類（軽油）	17,000 ℓ
スズキ（株）下川コース （自家用）	下川町三の橋34 01655-4-2656	第1石油類（ガソリン）	1,194 ℓ
		第2石油類（軽油）	597 ℓ

2 一般取扱所（灯油専用、小口詰替、階層住宅）

施設名称	所在地	品名	数量
（有）丹羽商店（一般）	下川町南町	第2石油類（灯油）	9,800 ℓ
石谷商事（株）（一般）	下川町南町	第2石油類（灯油）	10,000 ℓ
		第2石油類（軽油）	10,000 ℓ
スポーツセンター（ボイラー）	下川町南町	第2石油類（灯油）	1,900 ℓ

3 屋内貯蔵所

施設名称	所在地	品名	数量
スズキ（株）下川コース	下川町三の橋 01655-4-2656	第1石油類（ガソリン）	400 ℓ
		第2石油類（灯油）	400 ℓ
		第4石油類（オイル）	200 ℓ

4 屋外タンク貯蔵所

施設名称	所在地	品名	数量
（有）丹羽商店	下川町南町 01655-4-2528	第2石油類（灯油）	100,000 ℓ
石谷商事（株）	下川町共栄町 01655-4-2038	第2石油類（灯油）	48,000 ℓ
		第2石油類（軽油）	48,000 ℓ
三津橋農産（株）	下川町南町 01655-4-2555	第2石油類（灯油）	100,000 ℓ

施設名称	所在地	品名	数量
下川フォレストファミリー（株） （平成28年7月11日変更）	下川町南町 01655-4-2159	第3石油類（重油）	10,175 ℓ

5 地下タンク貯蔵所

施設名称	所在地	品名	数量
下川浄水場 （平成17年4月休止）	下川町北町 01655-4-2423	第3石油類（重油）	（休止中）
下川町役場	下川町幸町 01655-4-2511	第3石油類（重油）	10,000 ℓ
下川中学校	下川町南町 01655-4-2040	第2石油類（灯油）	5,000 ℓ
郷土資料展示保存施設 （平成19年7月休止）	下川町一の橋 01655-4-2004	第2石油類（灯油）	（休止中）
あけぼの園	下川町西町 01655-4-3857	第3石油類（重油）	10,300 ℓ
下川商業高校	下川町北町 01655-4-2545	第3石油類（重油）	7,000 ℓ
町立下川病院	下川町西町 01655-4-2039	第3石油類（重油）	10,000 ℓ
下川町廃棄物処理場 （平成17年6月休止）	下川町北町 01655-4-3169	第2石油類（灯油）	（休止中）
下川ふるさと開発振興公社（五味温泉） （平成19年6月休止（灯油））	下川町班溪 01655-4-3311	第2石油類（灯油） 第3石油類（重油）	（休止中） 15,000 ℓ
下川町農業活性化センター 「おうる」	下川町上名寄 01655-4-2404	第2石油類（灯油）	3,100 ℓ
下川小学校	下川町西町 01655-4-2023	第2石油類（灯油）	10,000 ℓ
下川町バスターミナル 合同センター	下川町共栄町 01655-4-3434	第2石油類（灯油）	4,000 ℓ
桜ヶ丘アリーナ	下川町西町 01655-4-3777	第2石油類（灯油）	1,900 ℓ
（協）ウッディしもかわ	下川町緑町 01655-4-2131	第3石油類（重油）	10,000 ℓ
生活支援ハウス	下川町西町 01655-4-3356	第3石油類（重油）	5,000 ℓ
菱光小学校	下川町班溪	第2石油類（灯油）	（休止中）

施設名称	所在地	品名	数量
(昭和62年7月休止)			
やまびこ学園	下川町一の橋 01655-6-2311	第2石油類(灯油)	7,000 ℓ
サンルダム管理棟	下川町字珊瑚地先 01655-4-3921	第3石油類(重油)	8,000 ℓ

〔物資・資機材等〕

資料13 避難所用備蓄品

令和6年度末

名称	数量
飲料水	
保存食	900 食
保存飲料水（保存食用）	1,224 本
副食缶詰類	388 缶
寝具	
防寒用毛布類	230 枚
段ボールベッド	58 組
衣類、日用必需品	
ほ乳ビン類	11 本
ウェットティッシュ	25 個
食器セット	200 組
歯ブラシ	300 本
衛生用おむつ類	841 枚
間仕切りUFO（寄贈）	50 個
暖房、発電機、燃料	
発電機	7 台
カセットコンロ	5 台
石油ストーブ	10 台
ガソリン缶	92 缶
灯油缶	80 缶
灯油用ポリタンク	10 缶
カセットガス	74 缶
災害応急対策資機材	
電池類	450 個
携帯電話充電器	9 台
ラジオ（AM・FM）	3 台
ドラムコード	6 台
延長コード	3 本
照明器具	51 個
救護用品	
救急箱（5～10人用）	3 箱

※ 災害用備蓄品の詳細については、別途保管する避難所用備蓄品一覧表に記載

資料14 水防資機材

品名	調達可能数量	調達先	電話番号
麻袋	1,000袋	三津橋農産株式会社	01655-4-2555
縄	100巻	北はるか農業協同組合下川支所	01655-4-2561
針金	30kg		
釘	20kg		
ショベル	100丁		
丸太	300本	下川町森林組合	01655-4-2159

令和7年4月1日現在

品名	調達資材	保管場所	電話番号
剣先スコップ	50丁	下川消防署	01655-4-2119
両ツルハシ	10丁		
カケヤ	5丁		
ハンマー	3丁		
救命浮輪	2個		
土のう袋	400枚		
パイル	200本		
ロープ(200m)	1本		
雨合羽	58着		
鉄杭	30本		
ウォーターフェンス	2式		
防水シート	1枚		

資料15 水道施設・給水車両・水道施設応急復旧工事業者等

1 水道施設及び給水人口

施設名	所在地	最大給水量	計画給水人口	給水地域
簡易水道	下川町北町	1,532.0 m ³	2,875 人	下川市街、桑の沢、上名寄、三の橋の一部
飲雑用水	下川町溪和	61.0 m ³	18 人	下川町溪和、三の橋、南町の一部
飲雑用水	下川町班溪	79.0 m ³	63 人	下川町班溪の一部
簡易水道	下川町一の橋	118.0 m ³	125 人	下川町一の橋の一部
飲雑用水	下川町上名寄	106.0 m ³	53 人	下川町上名寄の一部（旧川向）
飲雑用水	下川町一の橋	115.0 m ³	47 人	下川町一の橋（旧幸成）、三の橋の一部
飲雑用水	下川町二の橋	102.0 m ³	32 人	下川町二の橋の一部
飲雑用水	下川町溪和	88.0 m ³	42 人	下川町溪和の一部
飲雑用水	下川町班溪	79.0 m ³	17 人	下川町班溪の一部

2 給水車両

車両名	台数	容量	連絡先	備考（電話）
タンク車	1	3,000ℓ	下川消防署	01655-4-2119
水槽車	1	5,000ℓ	下川消防署	01655-4-2119

（注意）1 使用タンク車等は消毒を十分行うものとする。

2 上記のほか、必要に応じポリタンク等の搬送により給水するものとする。

3 水道施設応急復旧工事業者（下川町指定水道工事業者）

令和5年度

業者名	所在地	電話
（株）おがた	下川町錦町69	01655-4-2535
（株）丹野建設	下川町旭町132	01655-4-2237
（有）笠井工務店下川支店	下川町西町239	01655-4-4790
北建工業（株）下川支店	下川町西町653	01655-4-4883
扶桑興業（株）下川支店	下川町旭町117番地	01655-4-3930

〔避難所等〕

資料16 避難所一覧

	避難所名	所在地	収容人員	炊出能力	水道	施設の状況 (体育館)		管理者	風水害時 避難可	土石等時 避難可	指定 避難所	福祉 避難所
1	下川小学校	西町	250人	有	上水道	鉄骨造(体)	877㎡	学校長		○		
2	下川中学校	南町	380人	有	上水道	鉄骨造(体)	1,330㎡	学校長	○	○	○	
3	下川町農村活性化 センター「おうる」	上名寄	340人	有	上水道	鉄骨造(体)	615㎡	町長		○	○	
4	下川商業高等学校	北町	300人	有	上水道	鉄骨造(体)	1,029㎡	学校長	○	○	○	
5	上名寄第一会館	上名寄	20人	有	上水道	木造	79㎡	公区長		○		
6	上名寄川向会館	上名寄	25人	有	上水道	木造	89㎡	公区長	○	○	○	
7	下川町公民館	幸町	290人	有	上水道	鉄筋コンクリート造	2,464㎡	館長		○		
8	下川町町民会館	幸町	120人	有	上水道	鉄筋コンクリート造	2,464㎡	館長		○		
9	スポーツセンター	南町	430人	有	上水道	鉄骨造 鉄筋コンクリート造	1,032㎡ 1,197㎡	教育長	○	○	○	○
10	バスターミナル 合同センター	共栄町	250人	有	上水道	鉄筋コンクリート造 (ホール)	804㎡	町長		○	○	
11	緑町・三和会館	緑町	40人	有	上水道	木造	160㎡	公区長		○		
12	末広会館	南町	50人	有	上水道	コンクリートブロック造	215㎡	公区長	○	○	○	
13	新町会館	南町	40人	有	上水道	木造	153㎡	公区長	○	○	○	
14	北町会館	北町	40人	有	上水道	木造	150㎡	公区長		○		
15	南部会館	班溪	50人	有	飲雑用水	木造	168㎡	公区長		○		
16	二の橋会館	二の橋	40人	有	飲雑用水	木造	182㎡	公区長	○	○	○	
17	一の橋コミュニティ センター	一の橋	90人	有	上水道	鉄骨造	434㎡	委員長	○	○	○	
18	桜ヶ丘アリーナ	西町	300人	有	上水道	鉄骨造	1,050㎡	教育長	○	○	○	
19	下川町総合福祉センター	幸町	160人	有	上水道	鉄筋コンクリート造	1,924㎡	町長			○	○
20	町立デイサービスセンター	西町	40人	有	上水道	鉄筋コンクリート造	1,290㎡	町長				○
21	北海道下川商業高等学校 グラウンド	北町	8,400人	無	上水道		29,215㎡	学校長	○	○		
22	下川町立下川中学校グラウンド	南町	9,000人	無	上水道		31,452㎡	学校長	○	○		
23	下川町民総合グラウンド	南町	6,500人	無	上水道		22,656㎡	町長	○	○		
24	下川町野球場	西町	2,000人	無	上水道		7,000㎡	町長	○	○		
25	山びこ学園グラウンド	一の橋	2,900人	無	上水道		10,000㎡	園長	○	○		
26	下川町スキー場	南町	6,500人	無	上水道		22,773㎡	町長	○	○		
27	下川町山村広場	西町	3,500人	無	上水道		12,175㎡	町長	○	○		

※ 面積は、公有財産台帳等による。

〔輸送等に関する資料〕

資料17 物資投下及びヘリコプター発着可能地

施設名	所在地	面積 (㎡)	管理者・電話番号
下川商業高校グラウンド	下川町北町137-1	29,215	学校長 01655-4-2525
下川中学校グラウンド	下川町南町417-1	31,452	学校長 01655-4-2040
下川町総合グラウンド	下川町南町342	22,656	教育長 01655-4-2511
郷土資料館展示保存施設	下川町一の橋287	9,960	町長 01655-4-2511
下川町営野球場	下川町西町1026-2の内	7,000	教育長 01655-4-2511
山びこ学園グラウンド	下川町一の橋605の内	10,000	学園長 01655-6-2311
町民スキー場下広場	下川町南町443-1	22,773	教育長 01655-4-2511
山村広場	下川町西町1026-2の内	12,175	教育長 01655-4-2511
サンル牧場	下川町珊瑚1384の内	69,729	町長 01655-4-2511
サンル牧場事務所地先	下川町珊瑚697-1の内	55,578	町長 01655-4-2511

上記以外の着陸可能地があれば地権者に事前の了解を得てその土地を使用するものとする。

〔応急・復旧〕

資料18 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のもが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町の調査と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>

被害区分		判断基準
住家被害	全壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも のまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも の。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判断基準
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共施設とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
被 農 害 業	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
土 木 被 害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩 壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林 業 被 害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
林業被害	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
施設被害	公立文教	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
施設被害	社会教育	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
施設被害	社会福祉	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
その他	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道 (戸数)	簡易水道で断水している戸数のうちピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀等又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料19 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1カ所 60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃	
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10（通常）、 8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10（通常） 7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、道流堤、水路又は着底基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理の属する外郭施設、係留施設、水域施設）	〃	6.5/10（通常）、 10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地 土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	に基づき算定する。
土地改良法	農業用施設	開発局	事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円以上	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅		毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等		”	1/2 または 1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		”	”
	障害者支援施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	障害者支援施設		”	”
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部、公益社団法人、公益財団法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等		”	”
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、	児童発達支援センター		”	”

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
		医療法人、NPO法人、営利法人等			
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	道、市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	〃
児童福祉法	児童厚生施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合には、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定に拠る道路の共用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎡以上であるもの、又は2千㎡以上の一団を	市町村 60万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
			なす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎡以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道	市町村（一部事務組合、地域連合含む）	公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し、及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路内の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し、及び処分する事業とする		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする		〃

資料20 応急金融の概要

(平成29年度)

融資の名称		内容・資格・条件等				
資金の種類		内容	貸付限度 (円)	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	無利子(連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヶ月以内(生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヶ月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的な使途は別表参照)	5,800,000円以内(ただし、使途目的に応じて別表を参照)	6ヶ月以内	20年以内(ただし、使途目的に応じて別表を参照)	無利子(連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヶ月以内	12ヶ月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヶ月以内	20年以内(貸付額に期限の上限有り)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月35,000円以内			
			(高等専門学校) 月60,000円以内			
			(短期大学) 月60,000円以内			
(大学) 月65,000円以内						
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約の終了後3ヶ月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割)保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内			

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

融資の名称	内容・資格・条件等				
生活福祉資金	＜福祉資金福祉費別表＞				
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・ 6か月以内 1,300,000円 ・ 1年以内 2,200,000円 ・ 2年以内 4,000,000円 ・ 3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の名称	内容・資格・条件等						
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 団体 1,420,000		6ヶ月	7年以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1、2、3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般家庭） 48,000	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内（専修学校（一般課程は5年以内））	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例 洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 68,000 （特1回 816,000） 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 （特1回 460,000） （注）修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	修学資金と同様

母子・寡婦福祉資金

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等	貸付限度	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
	就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通動用自動車等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)	1年	6年以内	親に係る貸付けの場合 保証人有： 無利子 保証人無：年1.0% 児童に係る貸付けの場合 就学資金と同じ	
	医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	340,000 (特1回 480,000) 介護 500,000		6ヶ月	5年以内	保証人有： 無利子 保証人無：年1.0%
	生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を修得している間の生活補給資金 医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金 母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金 失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技能を修得する期間中5年以内 医療介護を受けている期間中1年以内 240万円を限度 離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後6ヶ月 医療若しくは介護終了後6ヶ月 貸付期間満了後6ヶ月	20年以内 5年以内 8年以内 5年以内	保証人有： 無利子 保証人無：年1.0%
	住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6ヶ月	6年以内 特別は7年以内	保証人有： 無利子 保証人無：年1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等						
資金 の種類	貸付対象等		貸付限度	貸付を 受ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃 借に際し必要な資金	260,000		6ヶ月	3年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
就学 支度 資金	母子家庭の母が扶養 する児童 父子家庭の父が扶養 する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な 被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400 高校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 就業施設 (自宅) 90,000 (自宅外) 100,000		6ヶ月	20年 以内 就業 5年 いない	就学 資金と 同様
結婚 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の 父が扶養する児童、寡婦が扶 養する20歳以上の子の婚姻に 際し必要な資金	300,000		6ヶ月	5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無：年 1.0%
災害援護資金貸付金							

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3% 〔措置期間は無利子〕	3年 〔特別の事情がある場合は5年〕	10年 〔措置期間を含む〕	半年賦 年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合					
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等					
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 3,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助 道1/2補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付 道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3

融資の名称	内容・資格・条件等										
災害復興住宅資金	1 融資対象者 ・次の（１）から（４）の全てにあてはまる方 （１）自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 （２）ご自身が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方 （３）年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方 <table border="1" data-bbox="343 443 746 504"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> （４）日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方 2 融資条件					年収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率	30%以下	35%以下
	年収	400万円未満	400万円以上								
	総返済負担率	30%以下	35%以下								
		区分	建設	新築購入	リユース（中古）購入	補修					
	融資対象	住宅の規格等	居住室、台所及びトイレが備えられていること （独）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること								
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下						
		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのある住宅						
		その他			寄港の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅						
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,650万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 2,320万円 うち土地取得資金 970万円 （リユースプラス） （購入資金 2,620万円） （うち土地取得資金 970万円）	補修資金 730万円 移転資金 440万円 整地資金 440万円					
		特例加算額	建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円						
	返済期間	耐火準耐火木造（高耐久）	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内	20年以内					
		木造（一般）	25年以内	25年以内	リユース住宅・マンション 25年以内						
		据置期間	3年以内				1年以内（返済期間に含む）				
	融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.63% 特例加算額 年1.53%								
		補修の場合	年0.63%								
（平成29年8月現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）											
受付期間	り災日から2年間										

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル0120-086-353 又は048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。〕
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた物 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 〔ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。〕
	償還期間	15年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年1.05～1.95%（R7.6.18現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金 実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等																																													
天災融資法による融資	資金用途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。																																												
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/1000以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合																																												
	貸付限度額	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(一般災害) 被害農林漁業者</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">(個人)</td> <td style="width: 50%;">3,500,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(法人)</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政令で定める資金</td> <td></td> <td>(個人)</td> <td>5,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(法人)</td> <td>25,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(激甚災害) 被害農林漁業者</td> <td></td> <td>(個人)</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(法人)</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政令で定める資金</td> <td></td> <td>(個人)</td> <td>6,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(法人)</td> <td>25,000,000円</td> </tr> <tr> <td>漁具購入</td> <td></td> <td></td> <td>50,000,000円</td> </tr> <tr> <td>被害組合</td> <td></td> <td></td> <td>25,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(連合会)</td> <td>50,000,000円</td> </tr> </table>	(一般災害) 被害農林漁業者		(個人)	3,500,000円			(法人)	20,000,000円	政令で定める資金		(個人)	5,000,000円			(法人)	25,000,000円	(激甚災害) 被害農林漁業者		(個人)	4,000,000円			(法人)	20,000,000円	政令で定める資金		(個人)	6,000,000円			(法人)	25,000,000円	漁具購入			50,000,000円	被害組合			25,000,000円			(連合会)	50,000,000円
	(一般災害) 被害農林漁業者		(個人)	3,500,000円																																										
			(法人)	20,000,000円																																										
	政令で定める資金		(個人)	5,000,000円																																										
		(法人)	25,000,000円																																											
(激甚災害) 被害農林漁業者		(個人)	4,000,000円																																											
		(法人)	20,000,000円																																											
政令で定める資金		(個人)	6,000,000円																																											
		(法人)	25,000,000円																																											
漁具購入			50,000,000円																																											
被害組合			25,000,000円																																											
		(連合会)	50,000,000円																																											
償還期限	6年以内（激甚災害法適用の場合7年以内）																																													
貸付利率	法発動の都度設定																																													
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））	資金用途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。																																												
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用																																												
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円（特認6,000,000円）																																												
	償還期限	①15年（うち据置3年）以内 ②25年（うち据置10年）以内																																												
	貸付利率	年0.65～1.30%（R6.11.18現在）																																												
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 水産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得																																											
貸付限度		1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船1,000万円その他施設300万円 1及び2のいずれか低い額																																												
貸付期間		15年以内（うち据置3年以内）																																												
貸付利率		年0.65～1.30%（R6.11.18現在）																																												

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	貸付期間	30年以内（20年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.15～1.70%（R7.4.1現在）
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	貸付期間	15年以内（5年以内の据置期間含む）
	貸付利率	1.15～1.70%（R7.4.1現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	1.15～1.70%（R7.4.1現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.65～1.30%（R6.11.18現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.65～1.30%（R6.11.18現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	貸付期間	6ヶ月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件 						
	融資対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの 					
	資金使途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融資金額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融資期間	10年以内（据置2年以内）					
	融資利率	<table border="1"> <tr> <td>〔固定金利〕</td> <td>〔変動金利〕</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.1%</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.3%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	〔固定金利〕	〔変動金利〕	5年以内 年1.1%	年1.1%	10年以内 年1.3%
〔固定金利〕	〔変動金利〕						
5年以内 年1.1%	年1.1%						
10年以内 年1.3%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる						
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き						

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産等事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	中小企業に働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 120万円以内 離職者の方 100万円以内			
	融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6ヶ月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%		年0.60%	
	担保・償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

内容・資格・条件等																			
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯① に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯② に該当)</th> <th>長期避難 (支給対象世帯③ に該当)</th> <th>大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期避難 (支給対象世帯③ に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯① に該当)	解体 (支給対象世帯② に該当)	長期避難 (支給対象世帯③ に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④ に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

〔埋火葬等〕

資料21 火葬場及び墓地

1 火葬場の状況

施設名	所在地	電話番号	備考
下川火葬場	下川町上名寄371-5	01655-4-2084	

2 墓地の所在地

施設名	所在地	面積	備考
下川墓地	下川町上名寄371-1~4	63,062m ²	
パンケ墓地	下川町班溪1743	13,143m ²	
一の橋墓地	下川町一の橋126	9,621m ²	

〔条例・要綱・協定等〕

資料22 下川町防災会議条例

(昭和38年3月25日条例第12号)

改正	昭和44年9月30日条例第27号	昭和46年12月22日条例第28号
	昭和50年3月22日条例第9号	平成11年3月24日条例第7号
	平成12年3月22日条例第7号	平成20年12月19日条例第30号
	平成25年3月7日条例第9号	

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、下川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 下川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊北部方面隊の隊員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 上川北部消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 上川北部消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 公共的団体又は公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第7号、第8号、第9号、第10号、第11

号の委員の定数は、それぞれ7人、1人、6人、1人、6人及び1人、1人、5人、7人、2人以内とする。

7 第5項第9号、第10号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年下川町条例第33号）に規定するところにより支給する。

[下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年下川町条例第33号）]

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年9月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月22日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月22日条例第9号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第7号）抄
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成25年3月7日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料23 下川町災害対策本部条例

(昭和38年3月25日条例第13号)

改正 平成18年3月28日条例第1号 平成25年3月7日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、下川町災害対策本部に対し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月7日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料24 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、NTT東日本株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告

9時 13時 17時

- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一回目標

- (1) 期間11月～12月中旬
- (2) 目標除雪機械車両等の整備点検

2 第二回目標

- (1) 期間12月～3月
- (2) 目標豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社（以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。）は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) NTT東日本株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社

NTT東日本株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社（以下「NTT東日本株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等必要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、必要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等必要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 NTT東日本株式会社北海道事業部

NTT東日本株式会社北海道事業部は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、地域住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について必要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料25 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、NTT東日本株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、終了日を変更することがある。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部

連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

(1) 北海道開発局及び北海道

ア 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

イ 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(2) ダム、貯水池等水防上重要な施設の管理者

ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 北海道開発局及び北海道

道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関

関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

NTT東日本株式会社北海道事業部等及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関

日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

(1) 北海道

北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(2) 北海道警察本部

北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料26 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を上川総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても上川総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった場合

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（様式1）により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（様式2）により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（様式2）により報告すること。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（様式2）により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料18のとおりとする。

資料27 火災・災害等即報要領

〔 昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官 〕

〔 改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、平成24年5月31日消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号、令和7年4月消防応第44号 〕

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活

動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については（1）の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ア 火災
 - ア) 建物火災
 - 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエ)に同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

（1）火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

（3）救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

（4）災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

（5）その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

- ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
- イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4 第4号様式

1) 第4号様式－その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式－その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

(様式類は省略)

資料28 緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画

第1章 総則

この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第3条第3項に基づき、緊急消防援助隊北海道隊（以下「北海道隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、もって、被災地、受援都府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

第2章 北海道隊の編成

1 代表消防機関代行函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部、旭川市消防本部、釧路市消防本部

2 登録部隊の状況

緊急消防援助隊に登録されている部隊は別表1のとおりであり、指揮支援部隊は次のとおりである。

指揮支援隊（札幌市消防局） 2隊

3 集結場所

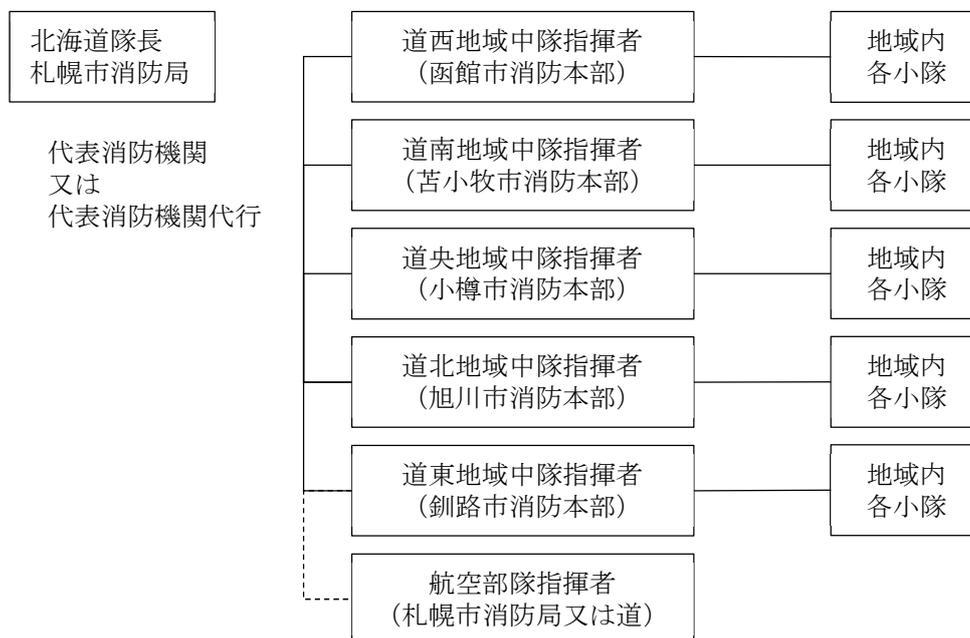
北海道隊の集結場所（航空部隊を除く。）は、別表2のとおりとする。

4 指揮体制

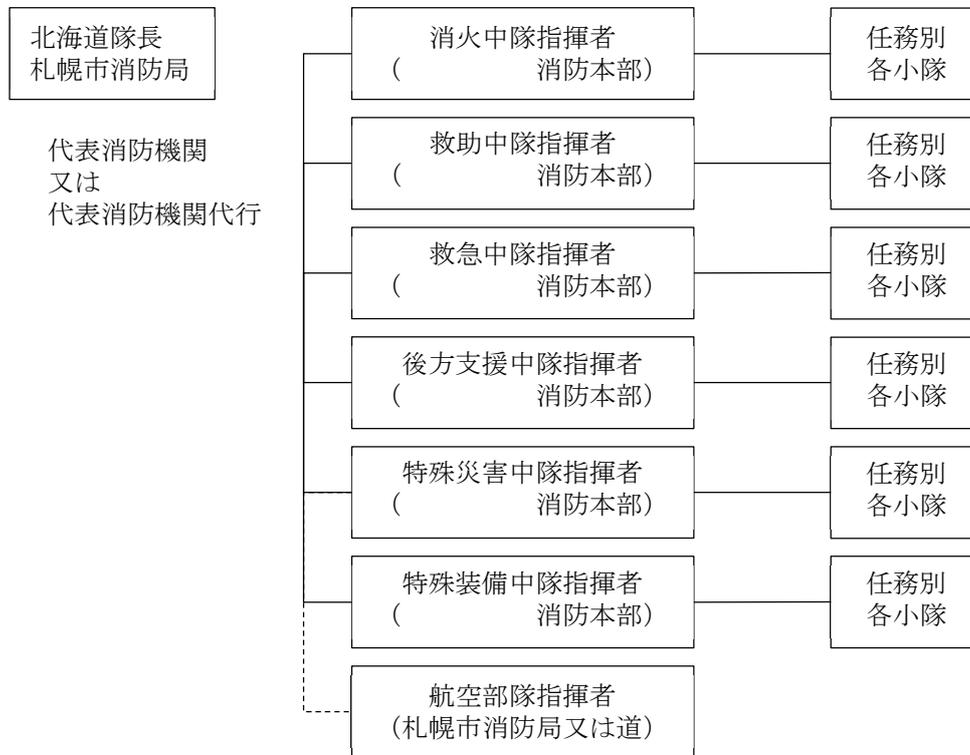
北海道隊の指揮系統は、原則として次のとおりとし、北海道隊長は代表消防機関の指揮隊長とする。ただし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊長が出動できない場合は、協議のうえ、代表消防機関代行の指揮隊長が代わって北海道隊長の任務にあたるものとする。

(1) 地震等大規模災害の場合

ア 地域ごとに中隊を編成する場合

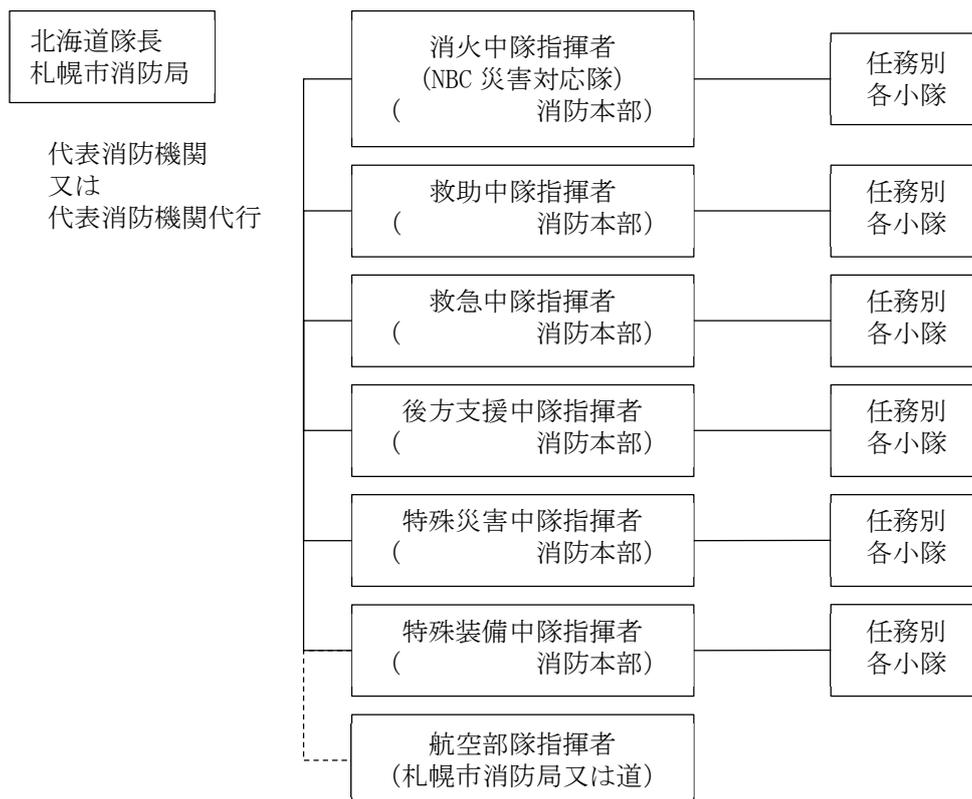


- イ 消火、救助等の任務ごとに中隊を編成する場合
各中隊指揮者は、北海道隊長が指名するものとする。



(2) NBC災害の場合

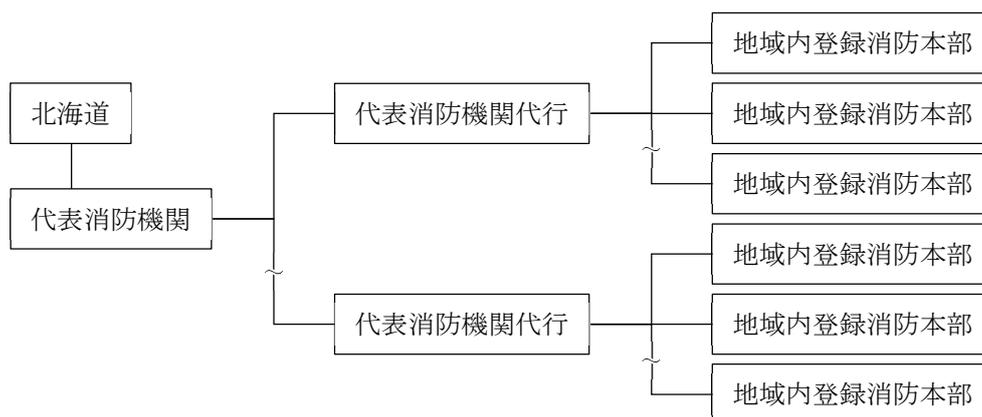
- 各中隊指揮者は、北海道隊長が指名するものとする。
また、任務ごとに中隊を編成しない場合は、小隊長を任務別指揮者とする。



第3章 情報連絡体制

1 情報連絡系統

消防本部間の情報連絡系統は、次のとおりとする。



2 情報連絡窓口

別表3のとおりとする。

3 情報連絡方法

情報連絡の方法は、原則として有線電話、有線ファクシミリによるものとするが、有線途絶等の場合は、消防無線の全国共通波又は地域衛星通信ネットワークにより行うものとする。

第4章 災害現場における無線運用体制

災害現場における無線運用体制は、第2章5の指揮系統に基づき、応援可能無線機、携帯電話の状況を勘案し、次により行うものとするが、使用無線系統は指揮支援部隊長又は緊急消防援助隊指揮支援本部長の指示に従うものとする。なお、通信は必要最小限にとどめるものとする。

- 1 全国共通波統制局は、指揮本部（又は消防応援活動調整本部）に置くものとする。
- 2 北海道隊内の無線機の貸し借りにより、各部隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 3 中継送水隊形をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それにより難いときでも、少なくとも、筒先担当と機関担当は同一周波数の無線とすること。

第5章 資機材に関する事項

応援可能資機材及び応援可能無線機等は、別表4及び別表5のとおりである。

北海道隊を構成する消防本部は、これらの中から災害の規模、災害種別に応じて装備するものとする。なお、無線機は原則として全国共通波を実装しているものとする。

第6章 応援等出動

- 1 北海道は、消防庁から出動可能隊数の報告を求められたときは、第3章の1情報連絡系統（以下「情報連絡系統」という。）に基づき、速やかに代表消防機関に連絡するものとする。
- 2 代表消防機関は、1の連絡を受けた場合又は緊急消防援助隊の出動要請を受けることが予想される災害を覚知した場合は、情報連絡系統に基づき、登録市町村の消防機関に事前に情報提供を行い、登録部隊の出動の可否について確認のうえ、出動の準備を行うよう連絡するものとする。
- 3 登録市町村の消防機関は、情報連絡系統に基づき、北海道に対し別記様式1-1により、出動可能部隊数を報告するものとする。
- 4 北海道は、消防庁に対し別記様式1-2により出動可能部隊数を報告するものとする。
なお、消防庁から出動準備及び出動可能隊数の報告（削除）に関する通知がない場合であっても、災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し、消防庁に報告するものとする。
- 5 消防庁長官の出動の求め又は指示を受けた北海道知事は、情報連絡系統に基づき、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うとともに、別記様式2-1により連絡するものとする。

当該出動の求め又は指示を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。なお、出動部隊は、原則として72時間活動可能な食糧、飲料水、緊急消防援助隊旗、高速道路使用時の公務従事車両証明書等を出動時に携行するとともに、車両に緊急消防援助隊マグネットを貼付するものとする。

- 6 代表消防機関の長は、北海道隊の集結場所、集結日時等の必要な事項について、情報連絡系統に基づき、5の登録市町村の消防機関の長に別記様式2-2により連絡するものとする。
- 7 部隊を出動させた登録市町村の消防機関の長は、応援隊指揮者の階級、職、氏名等の必要な事項について、情報連絡系統に基づき、北海道に別記様式2-3により連絡するものとする。
- 8 出動部隊は、北海道隊の集結場所に到着したときは、次の事項を確認し、被災地の進出拠点に向かうものとする。
また、北海道隊長は、集結完了時刻、出発時刻を代表消防機関を通じて北海道知事に報告するものとする。
 - (1) 北海道隊長及び各部隊長
 - (2) 部隊構成、車両、資機材
 - (3) 被災地までの進入ルート
 - (4) その他必要な事項
- 9 消防庁長官の出動の求め又は指示を受けた航空部隊は、消防庁及び消防応援活動調整本部と連絡を取り合い、出動先を確認の上、速やかに出動するものとする。
- 10 後方支援本部は、代表消防機関に設置する。ただし、管内災害対応等のため代表消防機関に設置できない場合は協議のうえ、代表消防機関代行に設置する。後方支援本部は、登録市町村の消防機関との間で、交替要員の確保及び隊員の交替等について協議、調整するものとする。
- 11 北海道隊長は、状況に応じて消防応援活動調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。

第7章 後方支援活動

後方支援活動は、後方支援部隊が行うこととし、後方支援部隊は、後方支援本部と連携し、出動部隊が円滑に活動できるよう、また、効率的かつ適切な補給を行うため、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 活動拠点の設置
- (2) 出動部隊への食料、飲料水及び資機材の調達、補給
- (3) 資機材（車両を含む）の維持管理
- (4) 燃料等の現地調達
- (5) 交替要員の集結、搬送

第8章 迅速出動

大規模地震における緊急消防援助隊迅速出動に関する実施要綱（平成20年7月1日付け消防令第104号。以下「要綱」という。）による北海道隊の出動については、指揮支援隊が該当し、基本事項については、次に掲げるものとする。

- 1 出動する災害対象については、以下のとおりである。
 - (1) 最大震度7（東京都特別区は6強）の地震災害が発生した場合

- (2) 最大震度 6 強（東京都特別区は 6 弱）の地震災害が発生した場合
- (3) 最大震度 6 弱（東京都特別区は 5 強）の地震災害が発生した場合で消防庁長官からの要請があった場合
- (4) 津波警報（大津波）が発表され、消防庁長官からの要請があった場合

2 出動方法

原則として、指揮支援隊所属消防機関等のヘリコプターで出動するものとする。

3 出動先

- (1) 指揮支援部隊長（指揮支援部隊長代行）
地震の震央が存する都府県の都府県庁舎とする。
- (2) 指揮支援隊長
消防庁又は地震の震央が存する都府県の消防応援活動調整本部が連絡する消防機関の消防本部庁舎とする。（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。）

第9章 活動の終了等

- 1 出動隊が帰署（所）した場合には、当該部隊の属する消防機関は、情報連絡系統に基づき、北海道及び代表消防機関に報告するものとし、報告を受けた北海道は、その旨を消防庁に報告するものとする。
- 2 出動した部隊の所属する消防機関は、情報連絡系統に基づき、別記様式 3 により北海道に活動の結果の報告を行うものとし、北海道は、その内容を取りまとめ、消防庁及び受援都府県に報告するものとする。

第10章 特別応援体制

東海地震、首都直下型地震又は東南海・南海地震が発生した場合には、次の運用方針等の定めるところにより出動する。

1 東海地震発生時

- (1) 東海地震における緊急消防援助隊運用方針
- (2) 東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン
警戒宣言の発令時において、消防庁長官の指示により、前進拠点へ進出する部隊は、別表 6 のとおりとする。

2 首都直下型地震発生時

- (1) 首都直下型地震における緊急消防援助隊運用方針
- (2) 首都直下型地震における緊急消防援助隊アクションプラン

3 東南海・南海地震発生時

- (1) 東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針
- (2) 東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

附 則

この計画は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

別表1～6、別記様式1－1～3（略）

資料29 緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、北海道内の市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）第24条に基づき、北海道の緊急消防援助隊受援計画（以下「計画」という。）について必要な事項を定め、もって緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 被災地

大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。

(2) 被災地市町村長等

被災地市町村の長（市町村長及び消防の一部事務組合の長から委任を受けた消防本部の長を含む。）をいう。

(3) 現地消防本部

被災地を管轄する消防本部をいう。

(4) 代表消防機関

札幌市消防局をいう。ただし、札幌市が被災等により、道内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

(5) 代表消防機関代行

函館市消防本部（道西地域）、苫小牧市消防本部（道南地域）、小樽市消防本部（道央地域）、旭川市消防本部（道北地域）、及び釧路市消防本部（道東地域）をいう。

(6) 指揮支援部隊

被災地における緊急消防援助隊の指揮が円滑に行われるよう、支援活動を行う部隊をいう。なお、北海道内において、災害が発生した際に投入される指揮支援隊の属する消防本部は、次のとおりである。

- ① 札幌市消防局
- ② 仙台市消防局
- ③ 東京消防庁
- ④ 横浜市安全管理局

- ⑤ 千葉市消防局
- ⑥ 新潟市消防局
- (7) 都府県隊長
緊急消防援助隊陸上部隊における都府県ごとの代表者をいう。
- (8) 応援都府県隊
緊急消防援助隊を出動させた都府県の活動部隊をいう。
- (9) 道内応援隊
「北海道広域消防相互応援協定」に基づく北海道内の各消防本部からの応援部隊をいう。
- (10) 進出拠点
出動した緊急消防援助隊が、被災地に進出する際の北海道内において最初に集結する拠点をいう。
- (11) 前進拠点
出動した緊急消防援助隊が、被災地に進出する際の被災地に近い集結の拠点をいう。

第2章 応援要請の手続き

1 応援要請の要領

緊急消防援助隊の応援要請の流れは、別紙1を基本とし、要請する場合は、次のとおりとする。

(1) 被災地から北海道知事への応援要請連絡

被災地市町村長等は、大規模な災害等に際し、自らの市町村（消防の一部事務組を含む。以下同じ。）の消防力では十分な対応ができず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式1-1により、速やかに北海道知事に連絡するものとする。ただし、北海道知事に連絡がとれない場合は、消防庁長官に対して連絡するものとする。

(2) 消防庁長官への応援要請

北海道知事は、被災地市町村長等からの応援要請連絡を受け、消防組織法第44条に基づき、災害の状況及び道内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、別記様式1-2により、速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。

① 北海道知事は、緊急消防援助隊の応援要請の可否を決定する際、代表消防機関又は代表消防機関代行に必要な情報を伝達するものとする。

② 北海道知事は、被災地市町村長等からの応援要請の連絡がない場合であっても、代表消防機関又は代表消防機関代行等からの情報により、緊急消防援助隊の応援が必要と認めるときは、消防庁長官に対して応援要請するものとする。

この場合、北海道知事は被災地市町村長等に対し、速やかに応援要請を行った旨を連絡するものとする。

③ 消防庁長官から応援を決定した旨の通知を受けたときは、北海道知事は被災地市町村長等及び代表消防機関の長に速やかにその旨を連絡するものとする。

(3) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

- ① 被災地市町村長等は、北海道知事に対し、速やかに緊急消防援助隊受入体制情報（別記様式2-1）を連絡しなければならない。
- ② 北海道知事は、被災地市町村長等からの情報を加え、緊急消防援助隊受入体制情報（別記様式2-2）を消防庁長官へ連絡するものとする。

2 応援要請及び連絡時の主な連絡先

(1) 主要関係機関・・・資料1のとおり

- ① 国
- ② 代表消防機関及び代表消防機関代行
- ③ 北海道主管課
- ④ 東北6県及び新潟県の防災主管課
- ⑤ 東北6県及び新潟県の代表消防本部

(2) その他の機関・・・資料1のとおり

- ① 自衛隊
- ② 海上保安庁
- ③ 北海道警察本部
- ④ ライフライン関係機関

3 情報連絡方法

原則として有線（携帯）電話、有線ファクシミリによるものとするが、有線途絶等の場合は、地域衛星通信ネットワーク又は無線を活用するものとする。

第3章 指揮体制及び通信運用

1 指揮命令体制

緊急消防援助隊の応援活動を迅速に行うために、被災地での応援部隊等の指揮命令体制を次のとおり定める。

(1) 北海道における防災組織・・・資料2のとおり

- ① 北海道災害対策（地方）本部
- ② 市町村災害対策本部主管課
- ③ 消防本部主管課

(2) 現地指揮系統

現地緊急消防援助隊及び道内応援隊の指揮系統については、図のとおりとする。

(3) 指揮本部

指揮本部は、原則として現地消防本部ごとに設置し、指揮者が指揮本部長の任にあたり、緊急消防援助隊（航空部隊を除く。）及び道内応援隊を総括管理及び指揮するものとする。

2 消防応援活動調整本部の設置

- (1) 北海道知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動に資するため、法第44条の規程に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、北海道知事が認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
- (2) 調整本部は、北海道災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として、北海道災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。
- (3) 調整本部長は、北海道知事とする。

なお、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、調整本部に関する知事の権限に属する事務を知事が指名する者へ委任できるものとする。
- (4) 法第44条の2第6項の規定に基づく副本部長は、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長とする。
- (5) 法第44条の2第5項の規定に基づく本部員
 - ① 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、北海道総務部危機対策局危機対策課職員及び防災航空室職員とする。
 - ② 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、札幌市消防局警防部消防救助課長とする。
 - ③ 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、当該市町村を管轄する消防本部の職員とする。
 - ④ 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、北海道に出動した指揮支援部隊長とする。
- (6) 被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取りなど、適宜対応するものとする。
- (7) 調整本部の事務は、法第44条の2第2項の各号の事務として、次の事務をつかさどるものとする。
 - ① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - ② 被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、広報支援等の活動の調整に関すること。
 - ③ 各種情報の集約・整理に関すること。
 - ④ 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。
 - ⑤ その他必要な事項に関すること。
- (8) その他調整本部の設置運営については、別に定める「北海道消防応援活動調整本部設置規程」による。

3 部隊移動

消防組織法第44条又は法第44条の3の規定に基づく被災地で既に活動している緊急消防援助隊の部隊移動については、緊急消防援助隊運用要綱第13条から第15条に基づき行うものとする。

4 無線運用体制・・・資料3のとおり

応援時の無線運用を円滑に行うため、道内での無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。

(1) 全国共通波

指揮本部、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部、都府県隊本部相互間の通信は、国共通波1（150.73MHz）を使用するものとする。

なお、被災地が広域にわたる等のため指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長が全国共通波2（148.75MHz）及び全国共通波3（154.15MHz）のいずれかから、消防力の配置及び活動状況に応じて使用チャンネルを指定するものとする。

(2) 応援都府県隊の県内共通波

応援都府県隊内における部隊間の通信に使用するものとし、統制は都府県隊長が行うものとする。

(3) 被災地の市町村波

現地消防本部内の交信に使用するものとする。

(4) 道内使用無線の周波数

使用無線の周波数等については、資料3のとおりとする。

- ① 全国共通波
- ② 市町村波
- ③ 航空波
- ④ 救急波
- ⑤ 基地局呼出符号

(5) 道内の消防本部の対応

道内の消防本部は、大規模な災害が発生した場合、航空隊及び応援隊からの連絡に備え、必ず全国共通波1を開局するものとする。

第4章 応援部隊の活動等

1 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート

(1) 航空部隊

航空部隊の進出拠点は、資料4-1のとおりとする。

(2) 地上部隊

地上部隊の進出拠点及び到達ルートは、資料4-2のとおりとする。

なお、調整本部は、進出拠点から前進拠点まで消防無線又は消防職員等により、進入のための目標物及びルートを指示し、応援部隊を誘導するものとする。

2 ヘリコプター離着陸可能場所

ヘリコプター離着陸可能場所は、資料5のとおりとする。

3 燃料補給体制

燃料補給可能場所は、資料6のとおりとする。ただし、現地給油が必要な場合は、災害発生市町村長等が給油用タンクローリーの要請を行うものとする。

4 水利状況

市町村別の消火栓スピンドルドライバーの口径及び形状は、資料7のとおりとする。

5 応援部隊への補給体制

緊急消防援助隊に係る4日目以降の食糧品等物資の補給可能場所は、資料8のとおりとする。

6 野営可能場所

各地域の野営可能場所は、資料9のとおりとする。

なお、野営場所が決定した場合は、各都道府県隊長は当該野営場所で野営している部隊の所属等を取りまとめ、指揮支援隊長に報告するものとする。

7 地理の情報

各市町村は、応援部隊が被災地で円滑かつ的確な活動ができるよう、次の項目を記載した地図等をあらかじめ整備しておくものとする。

- (1) 航空部隊、地上部隊の集結拠点
- (2) ヘリコプターの離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 消火栓、防火水槽、プール、河川等水利種別所在地
- (5) 食糧品等物資の補給可能場所
- (6) 野営可能場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

8 緊急消防援助隊の活動終了

- (1) 調整本部長は、緊急消防援助隊の全ての活動地域について、現場における活動終了の報告があった場合には、その旨を北海道知事に報告するものとする。
- (2) (1)の場合において、調整本部長は、応援活動に従事した緊急消防援助隊について、次の事項を確認するとともに、北海道知事に報告するものとする。
 - ① 活動概要（場所、時間、隊数等）
 - ② 活動中の異常の有無
 - ③ 隊員の負傷の有無
 - ④ 車両、資機材等の損傷の有無
 - ⑤ その他必要な事項
- (3) 北海道知事は、災害状況や(1)及び(2)の報告等に基づき、緊急消防援助隊の応援が必要ないと判断したときは、消防庁長官に対し応援要請の解除を連絡するものとする。

9 活動報告等

応援部隊の各都道府県隊長は、各部隊の緊急消防援助隊活動報告（別記様式3）を各部隊に記録するよう指示し、応援都府県を通じて北海道に報告するものとする。

北海道は、現地消防本部及び代表消防機関へ写しを送付するものとする。

第5章 迅速出動

大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（以下「迅速出動実施要綱」という。）第12項の規定に基づき、迅速出動に関する必要な事項は次のとおりと定める。

1 調整本部の早期設置

北海道内において迅速出動実施要綱第3項に規定する区分Ⅰ又は区分Ⅱに該当する災害が発生した場合は、速やかに調整本部を設置するものとする。

2 出動先の変更等に係る連絡調整

調整本部長は、被害の状況等により、迅速出動実施要綱第6に基づく緊急消防援助隊の各部隊の出動先を変更する必要がある場合は、代表消防機関及び災害発生地消防本部との調整の上、消防庁に連絡するものとする。

3 出動部隊の早期受入に係る連絡調整

災害発生地消防本部は、緊急消防援助隊の出動部隊の受入を円滑に行うため、被災地への進入経路や被害状況等の情報を調整本部に連絡し、調整本部長は関係機関と連絡調整を行うものとする。

4 緊急消防援助隊の安全管理に係る情報提供

災害発生地消防本部は、出動部隊の安全管理及び活動に必要な情報等を指揮本部、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び派遣された都府県隊本部等に連絡するものとする。

附 則

この計画は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

図、別紙1、別記様式1-1～別記様式3、資料1～9（略）

資料30 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 応急危険度判定（以下、「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

1 市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

2 市町村長は、判定実施の決定をした場合、速やかにその旨を知事（支庁長）に報告するものとし、判定の実施後その結果を知事（支庁長）に報告するものとする。

3 市町村長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、知事（支庁長）に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。

4 知事（支庁長）は、市町村長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、速やかに当該支庁内に存する北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

5 支庁長は、被害が大規模で広範囲にわたることにより、応援が必要であると判断した場合、速やかに知事に報告し、応急危険度判定士等の支援を求めるものとする。

6 知事は、前項の要請を受けた場合、速やかに北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

第4 実施本部の設置

- 1 市町村長は、判定の実施を決定した場合、実施本部を設置し、指揮監督する職員の決定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。
- 2 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

第5 判定の実施に関する道と市町村の間の連絡調整等

- 1 道及び市町村は、判定調査の活動をより迅速かつ的確に実施するため、各支庁ごとの地区協議会及び連絡協議会において、事前の連絡、判定実施に必要な事項の調整等を行う。
- 2 支庁長は、経済部建設指導課に応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するとともに、市町村長が判定の実施を決定した場合又は応急危険度判定士等の派遣を要請した場合、地区協議会に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 3 支庁長は、支援地方本部の設置、判定調査の実施状況等の報告及び応急危険度判定士等の支援要請を知事に行うものとし、知事は、報告及び要請の内容を確認するとともに支庁長に必要な指示を行うものとする。
- 4 知事は、建設部建築指導課に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、支庁長等から支援要請があった場合は連絡協議会等に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 5 支援本部及び支援地方本部の具体的な活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）及び「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」）による。

第6 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」という。）が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村長は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 知事は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 知事は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。

第8 他の都府県に対する支援要請

知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく要請のほか、国土交通省及び全国協議会に応急危険度判定士等の支援を要請することができる。

第9 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第10 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」、道が作成する「支援地方本部業務マニュアル及び支援本部業務マニュアル」による。

第11 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す資機材等を必要度に応じて備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。
 - (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
 - (2) ヘルメット、クラックスケール、下げ振り、サインペン、蛍光ペン、バインダー等
 - (3) 被災街区までの移動車両、自転車等
- 2 道は、市町村と協力して資機材の備蓄に努めるものとする。

第13 他の被災都府県に対する支援に関する事項

知事は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は全国協議会から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、連絡協議会及び地区協議会と協力し、必要な支援を行うものとする。

第14 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担する。

第15 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する

附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

資料31 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（3）応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（4）応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

（2）航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

(応援隊等の登録)

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

札幌市	札幌市	札幌市	板垣武四
函館市	函館市	函館市	木戸浦隆一
小樽市	小樽市	小樽市	新谷昌明

旭	川	市	長	板	東	徹
室	蘭	市	長	岩	田	弘志
釧	路	市	長	鱒	淵	俊之
帶	広	市	長	高	橋	幹夫
夕	張	市	長	中	田	鉄治
苦	小	牧	市	長	鳥	越忠
美	唄	市	長	滝		正
芦	別	市	長	東	田	耕一
江	別	市	長	岡		英雄
赤	平	市	長	親	松	貞義
三	笠	市	長	能	登	和夫
根	室	市	長	大	矢	快治
千	歳	市	長	梅	沢	健三
歌	志	内	市	長	堀	内日出男
登	別	市	長	上	野	晃
恵	庭	市	長	浜	垣	実
伊	達	市	長	阿	部	政康
広	島	町	長	久	保	武
森		町	長	湊	美	喜夫
八	雲	町	長	牧	野	貞一
長	万	部	町	長	西	田君
上	砂	川	町	長	三	上賢
増	毛	町	長	本	間	泰次
留	辺	薬	町	長	坂	本悟
白	老	町	長	見	野	全
石狩北部地区消防事務組合管理者				配	野	定平
渡島西部広域消防事務組合管理者				斉	藤	正男
南渡島消防事務組合管理者				海	老澤	順三
渡島東部消防事務組合管理者				飯	田	満
檜山広域消防組合管理者				木	村	義信
羊蹄ろく消防組合管理者				宮	下	雄一郎
岩内寿都地方消防組合管理者				岩	城	成治
北後志消防組有管理者				阿	部	省吾
滝川地区広域消防事務組合管理者				吉	岡	清栄
岩見沢地区消防事務組合管理者				能	勢	邦之
深川地区消防組合管理者				藤	田	守也
砂川地区広域消防組合管理者				中	川	徳男
南空知消防組合管理者				佐	藤	逾

上川北部消防事務組合管理者	桜庭康喜
士別地方消防事務組合	檜木実
上川南部消防事務組合管理者	酒勾佑一
大雪消防組合管理者	水上博
上川中部消防組合管理者	大方春一
富良野地区消防組合管理者	滝口国一郎
北留萌消防組合管理者	押之見松彦
留萌消防組合管理者	五十嵐悦郎
稚内地区消防事務組合管理者	浜森辰雄
利尻礼文消防事務組合管理者	保野力雄
南宗谷消防組合管理者	三浦進
網走地区消防組合管理者	安達哲郎
北見地区消防組合管理者	久島正
紋別地区消防組合管理者	金田武
遠軽地区広域組合管理者	小林義幸
美幌・津別消防事務組合管理者	大上重文
斜里地区消防組合管理者	午来昌
西胆振消防組合管理者	岡村正吉
胆振東部消防組合管理者	谷内信雄
日高東部消防組合管理者	谷川弘一郎
日高中部消防組合管理者	種村種光
日高西部消防組合管理者	浦田豊西
十勝消防組合管理者	矢地広三
北十勝消防事務組合管理者	金子尚一
東十勝消防事務組合管理者	林照男
池北三町行政事務管理者	富田秋雄
南十勝消防事務組合管理者	泉耕治
釧路北部消防事務組合管理者	横山徳往
釧路東部消防事務組合管理者	澤田昭夫
釧路西部消防組合管理者	千葉清
根室北部消防事務組合管理者	進藤松吉

附則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

資料32 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害応急対策に従事する職員の派遣
- （2）災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- （3）被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- （4）広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 職員の職種別人員
 - (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
 - (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
 - (5) 受入れを求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は湯所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道
 北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会
 北海道市長会長 田岡 克介
 北海道町村会
 北海道町村会長 寺島 光一郎

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町

地域区分	構成市町村
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

資料33 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

旭川市長

他72団体

資料34 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、下川町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所への監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

(費用負担)

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年6月1日から適用するものとする。

平成22年6月1日

甲 北海道開発局長

乙 下川町長
安斎保

資料35 災害発生時における下川町と下川町内郵便局の協力に関する協定

北海道下川町（以下「甲」という。）と下川町内郵便局（以下「乙」という。）は、下川町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、下川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉帯等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への惜報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要時のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 下川町 税務住民課長

乙 下川郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年6月20日から平成31年6月19日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本害2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年6月20日

甲 住所 北海道上川郡下川町幸町63番地
代表 下川町長 安齋 保

乙 住所 北海道札幌市中央区北2条西4丁目3番地
下川町内郵便局
代表 日本郵便株式会社 北海道支店長 佐藤 恭市

資料36 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

下川町（以下「甲」という。）と下川町建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の大規模な災害が下川町内に発生した場合（以下「大規模災害」という。）における応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が下川町地域防災計画に基づき、大規模災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活の安全確保に必要な応急対策業務を実施するにあたり、乙が円滑に協力するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、地震、豪雨、豪雪その他の異常な自然現象による災害で、甲が乙に対し応急対策業務の実施について協力を要請する必要があると認めたものとする。

（応急対策業務の協力要請）

第3条 甲は、大規模災害時における応急対策業務の実施について、乙の協力が必要と認める場合は、乙に協力を要請するものとする。

（協力業務の内容）

第4条 甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1）建築物、工作物その他の崩壊、倒壊等に伴う道路交通確保のための障害物除去作業
- （2）道路、河川等の被災及び地すべりの発生等に伴う応急復旧業務
- （3）その他甲が必要と認める応急復旧業務

（応急対策業務の実施）

第5条 乙は、大規模災害時において、甲から応急対策業務に関する協力要請を受けた場合は、甲の指示により協力実施体制等を組織して前条に掲げる作業に当たるものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、応急対策業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。

- （1）業務内容及び場所
- （2）実施した期間
- （3）使用した建設資機材等の種類、台数、数量、人数等
- （4）その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 甲の要請により乙が応急対策業務を実施するため、建設資機材等の使用に要した費用については、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第8条 この協定書に基づく応急対策業務の実施に伴い乙において損害が生じた場合は、甲乙協議の上、甲が損害補償を行うものとする。

2 この協定書に基づく応急対策業務に従事したものが、作業中に負傷し、若しくは疫病等に罹患し、又は死亡した場合は、甲乙協議の上、甲が災害補償を行うものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 この協定の実効性を確保するため、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本庶2通を作成し、甲乙双方が署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 下 川 町 長 谷 一 之

乙 下川町建設業協会会長 谷 博 之

資料37 災害時における応急対策業務に関する協定

旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町及び幌加内町の上川総合振興局管内市町村（以下「甲」という。）と上川地方建設業協会連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策の業務等（以下「業務等」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務等は、次のものとする。

- （1）緊急人命救助に伴う障害物の除去のための業務
- （2）道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務
- （3）河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務
- （4）緊急パトロール業務
- （5）その他甲が必要と認める緊急応急業務

2 乙の所属会員等は、前項に規定する業務に従事するに当たり、必要がある場合については、警察官、消防職員等と連携し、従事者の安全を確保した上でこれを行うものとする。

（要請）

第3条 甲のうち、業務等のため、乙の所属会員等が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認める市町村（以下「要請市町村」という。）は、乙に対し、別紙様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務の内容
- （2）協力を要請する建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）協力を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要事項

2 乙は、通信の不能等により第1項の規定による要請が行われない場合において、前条に規定する業務等への協力が必要であると認められる災害の発生を認めたときには、前項の要請を待たずに必要な体制を整えるものとする。

3 本条は、要請市町村が直接企業等へ要請することを妨げるものではない。

(会員等への通知)

第4条 乙は、要請市町村から前条の要請があったときは、直ちに乙の所属会員に対しその旨を通知するものとする。

2 乙は、前条の要請に基づき協力派遣する会員（以下「派遣会員」という。）を決定したときは、速やかに要請市町村に連絡するものとする。

3 乙は、派遣会員が要請市町村の区域に存しない会員である場合は、派遣会員が存する甲の市町村にその旨を通知するものとする。

4 前条第3項において、要請市町村の区域に存しない企業等へ直接要請した要請市町村は、その企業が存する甲の市町村にその旨を通知するものとする。

(活動の報告)

第5条 派遣会員は、第2条に規定する業務が完了したときは、速やかに別紙様式2号により要請市町村に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の要請に基づく派遣会員の活動に要する費用は、要請市町村が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費を基準として、要請市町村及び派遣会員が協議して定めるものとする。

(契約の締結)

第7条 要請市町村は、乙から第4条第2項に規定する通知を受けたときは、要請市町村の規程に基づき、必要な契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 第2条の業務等により第三者に及ぼした損害の負担は、要請市町村及び派遣会員が協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務等に従事した者が、本業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務等従業者の使用者の責任において行うものとする。

(他の協定等との関係)

第10条 甲と乙又は乙の所属会員がすでに締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 甲又は乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(情報の共有)

第12条 甲又は乙は、この協定の適正な運用を確保するため、平素から資機材の保有状況など必要な情報の共有に努めるものとする。

(災害情報の提供)

第13条 乙及び乙の所属会員等は、諸活動中に把握した災害の情報を、積極的にその災害の情報に関係する甲の市町村に提供するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第14条 要請市町村は、第3条の要請に当たり、乙に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を求めることができる。

2 乙は、前項の求めを受けたときは、可能な限り要請市町村へ連絡調整員を派遣するものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するために、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に1年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする。

この覚書を証するため本書24通を作成し、甲の市町村長及び乙の代表者が記名押印の上、各自1通を保有し、乙の代表者は、乙の会員に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年10月30日

甲	旭川市	旭川市長	西川将人
	士別市	士別市長	牧野勇司
	名寄市	名寄市長	加藤剛士
	富良野市	富良野市長	能登芳昭

鷹 栖 町	鷹 栖 町 長	谷 寿 男
東 神 楽 町	東 神 楽 町 長	山 本 進
当 麻 町	当 麻 町 長	菊 川 健 一
比 布 町	比 布 町 長	伊 藤 喜 代 志
愛 別 町	愛 別 町 長	前 佛 秀 幸
上 川 町	上 川 町 長	佐 藤 芳 治
東 川 町	東 川 町 長	松 岡 市 郎
美 瑛 町	美 瑛 町 長	浜 田 哲
上 富 良 野 町	上 富 良 野 町 長	向 山 富 夫
中 富 良 野 町	中 富 良 野 町 長	木 佐 剛 三
南 富 良 野 町	南 富 良 野 町 長	池 部 彰
占 冠 村	占 冠 村 長	中 村 博
和 寒 町	和 寒 町 長	奥 山 盛
剣 淵 町	剣 淵 町 長	早 坂 純 夫
下 川 町	下 川 町 長	谷 一 之
美 深 町	美 深 町 長	山 口 信 夫
音 威 子 府 村	音 威 子 府 村 長	左 近 勝
中 川 町	中 川 町 長	川 口 精 雄
幌 加 内 町	幌 加 内 町 長	細 川 雅 弘

乙 上川地方建設業協会連絡協議会

会 長 川 島 崇 則

資料38 災害等の発生時における下川町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

下川町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、下川町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5）大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- （6）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する下川町災害対策本部会議、下川町国民保護対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年7月28日

甲 上川郡下川町幸町63番地
下川町
下川町長 安斎 保

乙 旭川市永山3条18丁目1-11
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長 八田 光永

資料39 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

下川町（以下「甲」という）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行旅限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

(甲の連絡先の表示)

名称	電話番号
下川町役場 (代表 夜間・休日)	01655-4-2511
税務住民課 (緊急時：担当職員携帯)	090-7656-7872

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
旭川第二販売課 (代表)	0166-57-4518
旭川第二販売課 (衛星携帯)	090-6690-0859
本社総務人事部 (夜間・休日／衛星電話)	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月24日

甲 上川郡下川町幸町63番地
下川町
下川町長 安 齋 保

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 矢 吹 健 次

資料40 災害時等における燃料供給等に関する協定書

下川町（以下「甲」という。）と下川エネルギー供給協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下川町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して、燃料の優先的かつ安定的な供給等について協力を要請することに関し、必要な車項を定めるものとする。

（要請する業務）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し次の各号の業務について協力を要請するものとする。

- （1）甲が指定する車両への燃料の供給
- （2）甲が指定する施設及び設備への燃料の供給
- （3）その他甲が必要と認める業務

（要請方法）

第3条 甲は、前条の規定により要請するときは、災害時等燃料供給等要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに災害時等燃料供給等要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（燃料の種類）

第5条 甲が乙に要請する燃料の種類は、石油類（ガソリン、軽油、灯油、重油）及び木質燃料（チップ、バーク）とする。

（燃料等の納品）

第6条 燃料等の納品は、予め甲が指示するものとし、乙はその指示に従い納品するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲はその指示を変更することができるものとし、乙は変更された指示に従い納品するものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する燃料の価格は、直近に契約した単価契約の価格とする。

- 3 甲が負担する燃料以外の物や業務に要した経費は災害発生時直前における通常価格を基準に、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の請求及び支払)

第8条 乙は、第2条の規定による業務を実施したときは、乙が作成した請求書により経費を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは速やかに支払うものとする。

(体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施体制を構築するため、連絡責任者を事前に定めるとともに、連絡体制、連絡方法等について事前に協議し、相互に確認するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による連絡を迅速に行うため、第2条の業務を実施できる法人等の名称、所在地及び電話番号を甲に報告するものとする。

- 3 乙は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 下川町
下川町長 安 齋 保

乙 上川郡下川町幸町122番地
下川エネルギー供給協同組合
代表理事 石 谷 英 人

資料41 地域における協力に関する協定

下川町は、別表に掲げる郵便局（以下「郵便局」という）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための下川町と郵便局間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 郵便局は、下川町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、下川町に情報（郵便局の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、下川町に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

（1）高齢者、障がい者、子どもその他の下川町の住民等の何らかの異変に気付いた場合

（2）道路の異状を発見した場合

（3）不法投棄が疑われる底棄物等を発見した場合

2 前項の規定により郵便局が情報を提供した場合において、下川町は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 郵便局は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、下川町及び郵便局のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、下川町及び郵便局が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、下川町と郵便局が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 2 月 9 日

下川町長 谷 一之

日本郵便株式会社

下川郵便局長 高橋 一之

別表

郵便局名	住所
下川郵便局	上川郡下川町共栄町111
一ノ橋郵便局	上川郡下川町一の橋607
上名寄郵便局	上川郡下川町上名寄2047
名寄郵便局	名寄市西一条南 2 -16

資料42 災害時における機器供給の協力に関する協定書

下川町（以下、「甲」という。）と株式会社共成レンテム（以下、「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、下川町内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図ることを目的に、機械及び器具（以下、「機器」という。）供給の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において第4条第1項に掲げる機器を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1） 乙が保有する機器の供給及び運搬
- （2） 機器の仕入れ及び運搬

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力を努めるものとする。

（機器の範囲）

第4条 甲が乙に供給及び仕入れを要請する機器は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。ただし、応急仮設住宅については、本協定から除く。

- （1） 仮設トイレ
- （2） 仮設ハウス
- （3） 暖房機器
- （4） 発電機
- （5） 照明機器
- （6） その他甲が指定する機器

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（要請の方法等）

第5条 第2条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたさないよう、日ごろから点検及び改善に努めるものとする。

(機器の運搬)

第6条 機器の運搬は、乙が行うものとする。この場合において、甲は、乙が機器を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が第3条の規定による協力のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 前条に規定する経費は、乙が機器の納入を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、本協定書締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月27日

甲 上川郡下川町幸町63番地
下川町
下川町長 谷 一之

乙 名寄市徳田249番地3
株式会社共成レンテム 名寄営業所
所長 阪本 俊史

資料43 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

下川町（以下「甲」という。）と株式会社セコマ（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して商品の供給及び配送について協力を要請することができる。

（物資の配送）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で人員・車両等を用いて物資配送に努めるものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、必要に応じ、配送先避難所における必要物資について、また被災状況や救助が必要とされる者の情報について聴取した場合には、甲に伝達するものとする。

（応急生活物資）

第6条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

（要請手続等）

第7条 第3条の要請は、乙宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」（別紙第1号様式）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙の物資の供給及び配送に係る経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 第9条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第12条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年3月23日

甲 上川郡下川町幸町63番地

下川町

町 長 谷 一之

乙 札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セコマ

代表取締役会長 丸谷 智保

別表（第6条関係）

災害時応急生活物資

分 類		品 目 名
食 料 品	主食・副食	米、麺類（うどん、そば）、パン類（食パン、菓子パン、調理パン）、 弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品（ご飯、おかず類）、缶詰、 カップ麺、インスタント食品、
	生鮮食品	肉、魚、野菜、果物類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
飲 料 品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類
生 活 物 資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、 タオル、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、 マスク、生理用品、紙おむつ（大人用、子供用）、カイロ、 乾電池、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター、カセットボンベ、 箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、 洗剤、傘、雨具 等	

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
 (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

資料44 大規模災害時における相互協力に関する基本協定

下川町（以下、「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下、「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「丙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、可能な限り甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣する。

また、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2. 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙及び丙が甲に提供する情報

- ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙及び丙に提供する情報

- ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
- イ 住民から提供された停電情報
- ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

（復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

（連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2. 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(連携訓練等の実施)

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練又は意見交換などを原則として年1回以上実施するものとする。

なお、訓練や意見交換などの内容については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

(重要施設の優先供給)

第6条 乙及び丙は、電力復旧計画の策定にあたっては、つぎに掲げる重要施設の優先供給について十分に配慮しなければならない。

- (1) 生命の危険に直結する医療施設等
- (2) 避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる甲が設置する災害対策本部が存在する施設

(秘密の保持)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第10条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙おのおのその1通を所持する。

2022年3月30日

甲 下川町長 谷 一 之

乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長 鹿 内 公 明

丙 北海道電力ネットワーク株式会社
旭川支店長 片 山 幸 一

様式1 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災害情報				
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (市町村名等)		受信機関 (市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人員
	(救助実施内容)			

様式2 被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時					
項目		件数等	被害金額（千円）	項目		件数等	被害金額（千円）			
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所			
	行方不明	人				海岸	箇所			
	重傷	人				砂防設備	箇所			
	軽傷	人				地すべり	箇所			
	計	人				急傾斜地	箇所			
			道路			箇所				
② 住家被害	全壊	棟				市町村工事	河川	箇所		
		世帯					道路	箇所		
		人			橋梁		箇所			
	半壊	棟			小計	箇所				
		世帯			港湾	箇所				
		人			漁港	箇所				
	一部破損	棟			下水道	箇所				
		世帯			公園	箇所				
	床上浸水	棟			崖くずれ	箇所				
		世帯		計	箇所					
		人		漁船	沈没流出	隻				
	床上浸水	棟		破損	隻					
世帯			計	隻						
人			漁港施設	箇所						
棟			共同利用施設	箇所						
世帯			その他施設	箇所						
人		漁具（網）	件							
計	棟		水産製品	件						
	世帯		その他	件						
	人		計							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	道有林	林地	箇所			
		その他	棟			治山施設	箇所			
	半壊	公共建物	棟			林道	箇所			
		その他	棟			林産物	箇所			
	計	公共建物	棟			その他	箇所			
その他		棟	小計		箇所					
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等		ha	⑦ 林業被害	一般民有林	林地	箇所	
			浸冠水		ha			治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没等		ha			林道	箇所	
			浸冠水		ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所					
		畑	ha	小計	箇所					
	農業用施設	箇所	林地	箇所						
	共同利用施設	箇所	治山施設	箇所						
	営農施設	箇所	林道	箇所						
	畜産被害	箇所	林産物	箇所						
その他	箇所	その他	箇所							
計			小計	箇所						
			計	箇所						

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目	件数等	被害金額 (千円)	
⑧ 衛生被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病院	公立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所	
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所
	火葬場	箇所		鉄道施設		箇所	
計	箇所		被害船舶	隻			
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所	
	工業	件		水道		戸	—
	その他	件		電話		回線	—
	計	件		電気	戸	—	
⑩ 公立文教施設	小学校	箇所		ガス	戸	—	
	中学校	箇所		ブロック塀等	箇所		
	高校	箇所		都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所		計		—	
	計	箇所		被害総額			
公共施設被害市町村数	団体		火災発生	建物	件		
罹災世帯数	世帯			危険物	件		
罹災災者数	人			その他	件		
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)						
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

様式3 火災・災害等即報要領 第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分)	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
軽症 人						
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼 損 程 度	焼損程度	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	㎡
		半 焼 棟			建物焼損表面積	㎡
		部分焼			林野焼損面積	a
		ぼ や 棟				
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他		台		人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

様式4 火災・災害等即報要領 第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等 特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()		
施設の概要	危険施設の区	分	
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等
			重症 人 () 中等症 人 () 軽症 人 ()
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		
	事	自営防災組織	
	業	協働防災組織	
	所	その他	
	消防本部(署)		
	消防団		
	海上保安庁		
	自衛隊		
その他			
災害対策本部等の設置状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

様式5 火災・災害等即報要領 第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔「未確認」等〕記入して報告すれば足りること。)

様式 6 火災・災害等即報要領 第 4 号様式 (その 1)

(災害概況速報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			(都 道 府 県)			(市 町 村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) 記入して報告すれば足りること。)

様式8 自衛隊の派遣要請について

下〇〇第 号
年 月 日

上川総合振興局長 様

下川町長 ㊟

自衛隊の派遣要請について

表記のことについて、 ため、緊急措置が必要なの
で、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式 9 自衛隊の災害派遣撤収要請について

下〇〇第 号
年 月 日

上川総合振興局長 様

下川町長 ⑩

自衛隊の災害派遣撤収要請について

年 月 日付け下〇〇第 号で要請しました災害派遣について
ので、次の日時をもって撤収を要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

様式10 給与（貸与）台帳

公区名	世帯主氏名	被給（貸）与者名	給（貸）与品名名	数量

下川町地域防災計画

沿革	年月	内容
	昭和46年 4月	下川町地域防災計画作成
	昭和49年度	◇ 一部修正
	昭和50年度	◇ 一部修正
	昭和61年度	◇ 全面見直し
	平成 3年度	◇ 一部修正
	平成 6年度	◇ 一部修正及び追加
	平成10年度	◇ 全面見直し
	平成12年度	◇ 一部修正
	平成13年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成14年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成15年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成16年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成17年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成18年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成19年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成20年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成21年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成22年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成23年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成24年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成25年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	平成26年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成27年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	平成28年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	平成29年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	平成30年度	◇ 全面見直し
	令和元年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	令和 2年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	令和 3年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	令和 5年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	令和 7年度	◇ 一部修正（軽微）